

令和5年第5回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和5年11月28日

目 次

議第 8 8 号	瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 8 9 号	瑞浪市内部組織設置条例等の一部を改正する条例の制定について……………	3
議第 9 0 号	瑞浪市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について……………	6
議第 9 1 号	瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 3
議第 9 2 号	瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	2 4
議第 9 3 号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……	4 2
議第 9 4 号	瑞浪市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 4
議第 9 5 号	瑞浪市自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の制定について……………	4 6
議第 9 6 号	瑞浪市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 7
議第 9 7 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 8
議第 9 8 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	5 0
議第 1 0 3 号	令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 0 号）	} 別冊
議第 1 0 4 号	令和 5 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議第 1 0 5 号	令和 5 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議第 1 0 6 号	令和 5 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議第 1 0 7 号	令和 5 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 2 号）	
議第 1 0 8 号	令和 5 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	

議第88号 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

都市計画税の一部を積み立て、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて将来的に行う都市計画事業の経費に充てるため、瑞浪市都市計画事業基金を設置する。

【改正内容】

瑞浪市都市計画事業基金を設置するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則（略） 別表（第2条関係）				本則（略） 別表（第2条関係）			
名称	目的	積立額	運用から生ずる収益の処理	名称	目的	積立額	運用から生ずる収益の処理
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
瑞浪市農業活性化推進基金	農業活性化推進のための企画・調査及び特産物開発等の経費に充てるため	予算で定める額	瑞浪市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入	瑞浪市農業活性化推進基金	農業活性化推進のための企画・調査及び特産物開発等の経費に充てるため	予算で定める額	瑞浪市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入
瑞浪市森林環境譲与税基金	森林の整備及びその促進に関する事業の経費に充てるため			瑞浪市森林環境譲与税基金	森林の整備及びその促進に関する事業の経費に充てるため		
瑞浪市都市計画事業基金	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業の経費に充てるため						
瑞浪市駐車場施設整備基金	公共駐車場の整備の資金に充てるため	1 瑞浪市	瑞浪市駐車場事業特別会計において新たに生じた歳入歳出決算剰余金のうち市長が定める額	瑞浪市駐車場施設整備基金	公共駐車場の整備の資金に充てるため	1 瑞浪市	瑞浪市駐車場事業特別会計において新たに生じた歳入歳出決算剰余金のうち市長が定める額

		2 予算で 定める額				2 予算で 定める額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

議第89号 瑞浪市内部組織設置条例等の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

第7次瑞浪市総合計画では、子育て支援、シティプロモーションを重点施策とするとともに、協働の取組についても第6次瑞浪市総合計画に引き続き、横断的に推進することとしており、これらを円滑に推進できる組織に再編するため本条例等を改正する。

【改正内容】

瑞浪市の内部組織において、各部課の名称及び分掌事務の変更をするための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○瑞浪市内部組織設置条例の一部改正（第1条） （部の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長の直近下位の内部組織として次の部を置く。</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2） みずなみ未来部</u></p> <p><u>（3） 健康福祉部</u></p> <p>（4）～（5） （略）</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1） 総務部</u></p> <p><u>ア 市議会及び行政一般に関すること。</u></p> <p><u>イ 文書管理に関すること。</u></p> <p><u>ウ 財政及び契約に関すること。</u></p> <p><u>エ 公有財産に関すること。</u></p> <p><u>オ 秘書及び職員に関すること。</u></p> <p><u>カ 市税に関すること。</u></p> <p><u>キ 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。</u></p> <p><u>ク 防災及び危機管理に関すること。</u></p> <p><u>ケ 生活安全に関すること。</u></p> <p><u>コ 交通安全対策に関すること。</u></p> <p><u>サ その他、他部の所管に属さないこと。</u></p> <p><u>（2） みずなみ未来部</u></p> <p><u>ア 施策の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>イ 人口減少対策に関すること。</u></p> <p><u>ウ 情報推進に関すること。</u></p> <p><u>エ 統計に関すること。</u></p> <p><u>オ シティプロモーションに関すること。</u></p> <p><u>カ 移住定住に関すること。</u></p> <p><u>キ 広聴広報に関すること。</u></p> <p><u>ク 協働のまちづくり及び地域振興に関すること。</u></p> <p><u>ケ 人権に関すること。</u></p> <p><u>コ 市民相談に関すること。</u></p> <p><u>サ 生涯学習に関すること。</u></p> <p><u>シ スポーツ及び歴史文化に関すること。</u></p>	<p>（部の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、市長の直近下位の内部組織として次の部を置く。</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2） まちづくり推進部</u></p> <p><u>（3） 民生部</u></p> <p>（4）～（5） （略）</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1） 総務部</u></p> <p><u>ア 市議会及び行政一般に関すること。</u></p> <p><u>イ 文書管理に関すること。</u></p> <p><u>ウ 財政及び契約に関すること。</u></p> <p><u>エ 公有財産に関すること。</u></p> <p><u>オ 施策の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>カ 情報推進に関すること。</u></p> <p><u>キ 広聴広報に関すること。</u></p> <p><u>ク 秘書及び職員に関すること。</u></p> <p><u>ケ 統計に関すること。</u></p> <p><u>コ 市税に関すること。</u></p> <p><u>サ 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。</u></p> <p><u>シ その他、他部の所管に属さないこと。</u></p> <p><u>（2） まちづくり推進部</u></p> <p><u>ア 協働のまちづくり及び地域振興に関すること。</u></p> <p><u>イ 防災及び危機管理に関すること。</u></p> <p><u>ウ 生活安全に関すること。</u></p> <p><u>エ 交通安全対策に関すること。</u></p> <p><u>オ 移住定住に関すること。</u></p> <p><u>カ 人権に関すること。</u></p> <p><u>（3） 民生部</u></p> <p><u>ア 国民健康保険及び国民年金に関すること。</u></p> <p><u>イ 介護保険及び介護予防に関すること。</u></p> <p><u>ウ 保健衛生及び健康増進に関すること。</u></p> <p><u>エ 社会福祉に関すること。</u></p>

(3) 健康福祉部

- ア 社会福祉に関すること。
- イ 子育てに関すること。
- ウ 介護保険及び介護予防に関すること。
- エ 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- オ 医療給付に関すること。
- カ 保健衛生及び健康増進に関すること。
- キ 地域医療に関すること。

(4) 経済部

- ア 農林業及び畜産業に関すること。
- イ 土地改良に関すること。
- ウ 商工業及び観光に関すること。
- エ 公共交通に関すること。
- オ 環境保全に関すること。
- カ 公害対策に関すること。
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(5) (略)

第3条 (略)

○瑞浪市議会委員会条例の一部改正 (第2条)

第1条 (略)

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 (略)

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

常任委員会の名称	委員定数	所管事項
総務民生文教委員会	8人	総務部、みずなみ未来部、健康福祉部、福祉事務所、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項(予算決算委員会が所管する事項は除く。)並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
経済建設委員会	8人	経済部、農業委員会、建設部及び消防本部の所管に属する事項(予算決算委員会が所管する事項は除く。)
(略)	(略)	(略)

第3条～第31条 (略)

○瑞浪市まちづくり条例審議会設置条例の一部改正 (第3条)

第1条～第6条 (略)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、みずなみ未来部 市民協働課において処理する。

オ 医療給付に関すること。

(4) 経済部

- ア 商工業及び観光に関すること。
- イ 農林業及び畜産業に関すること。
- ウ 土地改良に関すること。
- エ 環境保全に関すること。
- オ 公害対策に関すること。
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(5) (略)

第3条 (略)

第1条 (略)

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 (略)

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

常任委員会の名称	委員定数	所管事項
総務民生文教委員会	8人	総務部、まちづくり推進部、民生部、福祉事務所、会計室、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項(予算決算委員会が所管する事項は除く。)並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
経済建設委員会	8人	経済部、農業委員会、建設部及び消防本部の所管に属する事項(予算決算委員会が所管する事項は除く。)
(略)	(略)	(略)

第3条～第31条 (略)

第1条～第6条 (略)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり推進部市民協働課において処理する。

<p>第8条 (略)</p> <p>○瑞浪市防災会議条例の一部改正 (第4条)</p> <p>第1条～第6条 (略) (庶務)</p> <p>第7条 防災会議の庶務は、<u>危機管理課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>○瑞浪市生活安全条例の一部改正 (第5条)</p> <p>第1条～第7条 (略) (庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>危機管理課</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>○瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部改正 (第6条)</p> <p>第1条～第6条 (略) (庶務)</p> <p>第7条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>こども家庭課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p> <p>第1条～第6条 (略) (庶務)</p> <p>第7条 防災会議の庶務は、<u>生活安全課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第1条～第7条 (略) (庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>生活安全課</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第1条～第6条 (略) (庶務)</p> <p>第7条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>子育て支援課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p>
--	--

議第90号 瑞浪市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

【制定趣旨】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定めるため条文の整備を行う。

【制定内容】

第1条（趣旨）、第2条（特定社会教育機関）、第3条（職務権限の特例）、附則

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【附則において改正する既存条例に係る新旧対照表】

新	旧																																
<p>○瑞浪市職員定数条例の一部改正（附則第3条）</p> <p>第1条（略） （定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: center;">298人</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">5人</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">65人</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>○瑞浪市民図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正（附則第4条）</p> <p>第1条～第5条（略） （開館時間及び休館日の変更）</p> <p>第6条 前2条の規定にかかわらず、<u>ばく書</u>その他必要と認める場合、<u>市長</u>は、休館日を変更し、又は別に定め、若しくは開館時間を変更することができる。 （利用の制限）</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は職員の指示に従わない者に対して、図書館への入館又は法第3条第1号に規定する図書館資料（以下「図書館資料」という。）の利用を禁止することができる。 （損害賠償）</p> <p>第8条 図書館資料の閲覧又は貸出しを受けた者が、当該図書館資料を故意又は過失により亡失し、又は著しく汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2（略） （図書館協議会）</p> <p>第9条（略）</p>	区分	定数	市長の事務部局	298人	議会の事務部局	5人	（略）	（略）	監査委員の事務部局	3人	教育委員会の事務部局	65人	農業委員会の事務部局	3人	（略）	（略）	<p>第1条（略） （定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td style="text-align: center;">282人</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">5人</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">81人</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>第1条～第5条（略） （開館時間及び休館日の変更）</p> <p>第6条 前2条の規定にかかわらず、<u>ばく書</u>その他必要と認める場合、<u>教育委員会</u>は、休館日を変更し、又は別に定め、若しくは開館時間を変更することができる。 （利用の制限）</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は職員の指示に従わない者に対して、図書館への入館又は法第3条第1号に規定する図書館資料（以下「図書館資料」という。）の利用を禁止することができる。 （損害賠償）</p> <p>第8条 図書館資料の閲覧又は貸出しを受けた者が、当該図書館資料を故意又は過失により亡失し、又は著しく汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2（略） （図書館協議会）</p> <p>第9条（略）</p>	区分	定数	市長の事務部局	282人	議会の事務部局	5人	（略）	（略）	監査委員の事務部局	3人	教育委員会の事務部局	81人	農業委員会の事務部局	3人	（略）	（略）
区分	定数																																
市長の事務部局	298人																																
議会の事務部局	5人																																
（略）	（略）																																
監査委員の事務部局	3人																																
教育委員会の事務部局	65人																																
農業委員会の事務部局	3人																																
（略）	（略）																																
区分	定数																																
市長の事務部局	282人																																
議会の事務部局	5人																																
（略）	（略）																																
監査委員の事務部局	3人																																
教育委員会の事務部局	81人																																
農業委員会の事務部局	3人																																
（略）	（略）																																

<p>2 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、<u>市長</u>が任命する。</p> <p>3～4 （略） （指定管理者による管理）</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、図書館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 （指定管理者が行う業務）</p> <p>第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1）～（4） （略） （5） その他<u>市長</u>が必要と認めること。 （読替規定）</p> <p>第12条 第10条の規定により、図書館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条中「<u>市長</u>」とあるのは「指定管理者は、<u>市長</u>の承認を得て」と、第7条中「<u>市長</u>」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 （委任）</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が規則で定める。</p>	<p>2 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>3～4 （略） （指定管理者による管理）</p> <p>第10条 <u>教育委員会</u>は、図書館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 （指定管理者が行う業務）</p> <p>第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1）～（4） （略） （5） その他<u>教育委員会</u>が必要と認めること。 （読替規定）</p> <p>第12条 第10条の規定により、図書館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「指定管理者は、<u>教育委員会</u>の承認を得て」と、第7条中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 （委任）</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が規則で定める。</p>
<p>○瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正（附則第5条）</p> <p>第1条～第5条 （略） （開館時間及び休館日の変更）</p> <p>第6条 前2条の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。</p> <p>第7条 （略） （利用の許可）</p> <p>第8条 公民館の施設又は設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、その許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、利用を許可する場合に、管理上必要な条件を付けることができる。 （目的外使用の許可）</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、公民館の施設等をその用途又は目的を妨げない程度において、目的外に使用させることができる。 （利用の制限）</p>	<p>第1条～第5条 （略） （開館時間及び休館日の変更）</p> <p>第6条 前2条の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。</p> <p>第7条 （略） （利用の許可）</p> <p>第8条 公民館の施設又は設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、その許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、利用を許可する場合に、管理上必要な条件を付けることができる。 （目的外使用の許可）</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、公民館の施設等をその用途又は目的を妨げない程度において、目的外に使用させることができる。 （利用の制限）</p>

<p>第10条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の利用を許可しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項第3号の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の公共団体、商工業者等又はその連合体が主催し、かつ、当該興行が直接営利を目的とするものでないと認められるもので<u>市長</u>が<u>適当と認めるもの</u>については、この限りでない。</p> <p>(利用の許可の取消し等)</p>	<p>第10条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公民館の利用を許可しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項第3号の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の公共団体、商工業者等又はその連合体が主催し、かつ、当該興行が直接営利を目的とするものでないと認められるもので<u>教育委員会</u>が<u>適当と認めるもの</u>については、この限りでない。</p> <p>(利用の許可の取消し等)</p>
<p>第11条 <u>市長</u>は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>市長</u>が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定の適用によって、利用者が受けた損害について、<u>市長</u>はその責めを負わないものとする。</p> <p>(使用料)</p>	<p>第11条 <u>教育委員会</u>は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定の適用によって、利用者が受けた損害について、<u>教育委員会</u>はその責めを負わないものとする。</p> <p>(使用料)</p>
<p>第12条 (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第13条 (略)</p> <p>(遵守義務)</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>(遵守義務)</p>
<p>第14条 利用者その他公民館を利用する者（以下「利用者等」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>市長</u>が指示する事項</p> <p>2 <u>市長</u>は、利用者等が前項の規定に違反した場合は、その行為を中止させ、これに従わないときは、公民館から退去することを命ずることができる。</p> <p>(損害賠償義務)</p>	<p>第14条 利用者その他公民館を利用する者（以下「利用者等」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>教育委員会</u>が指示する事項</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、利用者等が前項の規定に違反した場合は、その行為を中止させ、これに従わないときは、公民館から退去することを命ずることができる。</p> <p>(損害賠償義務)</p>
<p>第15条 利用者等は、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>	<p>第15条 利用者等は、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>
<p>第16条 <u>市長</u>は、公民館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p>	<p>第16条 <u>教育委員会</u>は、公民館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p>
<p>第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うも</p>	<p>第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うも</p>

のとする。

(1)～(4) (略)

(5) その他市長が必要と認めること。

(利用料金)

第18条 利用料金は、別表に定める金額を上限として指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

(読替規定)

第19条 第16条の規定により、公民館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条中「市長は」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第8条、第10条第1項、第11条第1項、第12条及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第2項中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と、第12条中「別表に定める使用料」とあるのは「第18条第1項の規定により指定管理者の定める利用料金」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表(第12条関係)

区分	使用料(円)								附属設備
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午前1時から午後9時まで	延長1時間につき	冷暖房1時間につき		
中央公民館 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1件につき5,000円以内で <u>市長</u> が定める額
陶公民館 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1件につき5,000

のとする。

(1)～(4) (略)

(5) その他教育委員会が必要と認めること。

(利用料金)

第18条 利用料金は、別表に定める金額を上限として指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について、教育委員会の承認を得なければならない。

2 (略)

(読替規定)

第19条 第16条の規定により、公民館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条中「教育委員会は」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第8条、第10条第1項、第11条第1項、第12条及び第14条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第11条第2項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と、第12条中「別表に定める使用料」とあるのは「第18条第1項の規定により指定管理者の定める利用料金」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

別表(第12条関係)

区分	使用料(円)								附属設備
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午前1時から午後9時まで	延長1時間につき	冷暖房1時間につき		
中央公民館 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1件につき5,000円以内で <u>教育委員会</u> が定める額
陶公民館 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1件につき5,000

館)))))))))	円以内 で市長 が定め る額
稲 津 公 民 館	(略)	略	略	略	略	略	略	略	略	—
(略)	(略)	略	略	略	略	略	略	略	略	(略)

備考 (略)

○瑞浪市文化財保護条例の一部改正（附則第6条）

第1条～第2条 (略)
(指定)

第3条 市長_____は、前条に掲げる文化財のうち特に価値が高く、市にとって重要なものを瑞浪市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2 市長_____は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ文化財の所有者（管理責任者、保持者、又は保持団体を含む。以下同じ。）の申請又は同意を得なければならない。ただし、所有者の判明しないときはこの限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、市長_____はあらかじめ第13条に定める文化財審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定により指定したときは、市長_____はその旨を告示するとともに所有者に指定書（無形文化財の保持者又は保持団体については認定書）を交付するものとする。

5～6 (略)
(解除)

第4条 指定文化財がその価値を失ったとき又は市域内に存有しなくなったとき、その他特別の理由がある場合は、市長_____はその指定を解除することができる。

2 (略)

3 前項による解除の通知を受けた所有者は速やかに指定書又は認定書を市長_____に返付しなければならない。

第5条 (略)
(所有者の管理義務)

第6条 指定文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び市長_____の指示に

館)))))))))	円以内 で教育 委員会 が定め る額
稲 津 公 民 館	(略)	略	略	略	略	略	略	略	略	—
(略)	(略)	略	略	略	略	略	略	略	略	(略)

備考 (略)

第1条～第2条 (略)
(指定)

第3条 教育委員会は、前条に掲げる文化財のうち特に価値が高く、市にとって重要なものを瑞浪市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ文化財の所有者（管理責任者、保持者、又は保持団体を含む。以下同じ。）の申請又は同意を得なければならない。ただし、所有者の判明しないときはこの限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会_____はあらかじめ第13条に定める文化財審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定により指定したときは、教員委員会_____はその旨を告示するとともに所有者に指定書（無形文化財の保持者又は保持団体については認定書）を交付するものとする。

5～6 (略)
(解除)

第4条 指定文化財がその価値を失ったとき又は市域内に存有しなくなったとき、その他特別の理由がある場合は、教育委員会は_____はその指定を解除することができる。

2 (略)

3 前項による解除の通知を受けた所有者は速やかに指定書又は認定書を教育委員会_____に返付しなければならない。

第5条 (略)
(所有者の管理義務)

第6条 指定文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び教育委員会の指示に

<p>従い、当該指定文化財を管理しなければならない。</p> <p>第7条 (略) (公開)</p> <p>第8条 市長_____は、指定文化財の所有者に対し一定期間市が行う公開の用に供するため、当該文化財の出品を勧告することができる。 (届出)</p> <p>第9条 指定文化財の所有者又はその相続人は、次に掲げる場合は速やかに市長_____に届け出なければならない。 (1)～(6) (略) (管理又は修理に関する勧告)</p> <p>第10条 指定文化財の管理が適当でない場合、若しくはき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、市長_____は所有者に管理の方法若しくは修理等について勧告することができる。 (調査)</p> <p>第11条 市長_____は、必要があると認めるときは文化財の所有者に対し、当該文化財の現状又は管理等の状況について調査又は報告を求めることができる。 (補助金の返還)</p> <p>第12条 市長_____は、この条例の規定により補助金の交付を受けた所有者がこの条例に基づいて付した条件に違反したとき、その他特別の事由が生じたときは補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (設置)</p> <p>第13条 市長_____の諮問機関として、瑞浪市文化財審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (任務)</p> <p>第14条 審議会は、市長_____の諮問に応じて文化財の調査、研究に当たりその保存及び活用について審議し、これらの事項に関して必要と認める事項を市長_____に建議する。 (組織)</p> <p>第15条 (略) 2 (略) 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから市長_____が委嘱する。 4～5 (略)</p> <p>第16条～第17条 (略) (委任)</p> <p>第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則_____で定める。</p> <p>○瑞浪市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正(附則第7条)</p>	<p>従い、当該指定文化財を管理しなければならない。</p> <p>第7条 (略) (公開)</p> <p>第8条 教育委員会は、指定文化財の所有者に対し一定期間市が行う公開の用に供するため、当該文化財の出品を勧告することができる。 (届出)</p> <p>第9条 指定文化財の所有者又はその相続人は、次に掲げる場合は速やかに教育委員会に届け出なければならない。 (1)～(6) (略) (管理又は修理に関する勧告)</p> <p>第10条 指定文化財の管理が適当でない場合、若しくはき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は所有者に管理の方法若しくは修理等について勧告することができる。 (調査)</p> <p>第11条 教育委員会は、必要があると認めるときは文化財の所有者に対し、当該文化財の現状又は管理等の状況について調査又は報告を求めることができる。 (補助金の返還)</p> <p>第12条 教育委員会は、この条例の規定により補助金の交付を受けた所有者がこの条例に基づいて付した条件に違反したとき、その他特別の事由が生じたときは補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (設置)</p> <p>第13条 教育委員会の諮問機関として、瑞浪市文化財審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (任務)</p> <p>第14条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の調査、研究に当たりその保存及び活用について審議し、これらの事項に関して必要と認める事項を教育委員会に建議する。 (組織)</p> <p>第15条 (略) 2 (略) 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。 4～5 (略)</p> <p>第16条～第17条 (略) (委任)</p> <p>第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会で定める。</p>
---	--

<p>第1条～第4条 (略) (開館時間及び休館日の変更)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>市長</u>が必要と認めるときは、開館時間並びに休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。 (利用の許可)</p> <p>第6条 体育館を利用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>市長</u>は、前項の許可に体育館の管理上必要な条件を付することができる。 (目的外使用)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、体育館の施設等をその用途又は目的を妨げない程度において、目的外に使用させることができる。 2 (略) (利用の制限)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館の利用を許可しないことができる。 (1)～(3) (略) 2 前項第2号の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の公共的団体及びスポーツ団体等が主催し、かつ、当該興行が直接営利を目的とするものでないと認められるもので、<u>市長</u>が適当と認めるものについては、この限りでない。 (利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、第6条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館の利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げる場合のほか、<u>市長</u>が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定の適用によって利用者が受けた損害については、<u>市長</u>は、その責を負わない。 (使用料)</p> <p>第10条 (略) 2 使用料は、利用の許可の際納入しなければならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、<u>市長</u>が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。 4 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、第1項の使用料の一部又は</p>	<p>第1条～第4条 (略) (開館時間及び休館日の変更)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が必要と認めるときは、開館時間並びに休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。 (利用の許可)</p> <p>第6条 体育館を利用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に体育館の管理上必要な条件を付することができる。 (目的外使用)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、体育館の施設等をその用途又は目的を妨げない程度において、目的外に使用させることができる。 2 (略) (利用の制限)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館の利用を許可しないことができる。 (1)～(3) (略) 2 前項第2号の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の公共的団体及びスポーツ団体等が主催し、かつ、当該興行が直接営利を目的とするものでないと認められるもので、<u>教育委員会</u>が適当と認めるものについては、この限りでない。 (利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、第6条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館の利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げる場合のほか、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定の適用によって利用者が受けた損害については、<u>教育委員会</u>は、その責を負わない。 (使用料)</p> <p>第10条 (略) 2 使用料は、利用の許可の際納入しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、<u>教育委員会</u>が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。 4 <u>教育委員会</u>は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、第1項の使用料の一部又は</p>
---	---

<p>全部を免除することができる。 (特別設備)</p> <p>第11条 利用者は、体育館に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条 (略) (遵守義務)</p> <p>第13条 利用者その他体育館を利用する者(以下「利用者等」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(2) (略) (3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>市長</u>が指示する事項</p> <p>2 <u>市長</u>は、利用者等が前項の規定に違反した場合は、その行為を中止させ、これに従わないときは、体育館からの退去を命ずることができる。 (損害賠償義務)</p> <p>第14条 利用者等は、体育館の施設、設備等をき損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (指定管理者による管理)</p> <p>第15条 <u>市長</u>は、体育館の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>市長</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第16条 前条に規定する体育館の管理を指定管理者が行う場合の業務の範囲は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) その他、体育館の運営に関する業務のうち、<u>市長</u>が必要と認める業務 (利用料金)</p> <p>第17条 第15条の規定により、体育館の管理を指定管理者に行わせる場合に指定管理者が収受する利用料金は、別表に定める金額を上限として指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略) (読替規定)</p> <p>第18条 第15条の規定により、体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第6条まで及び第8条から第13条までの規定を準用する。この場合において、第5条中「<u>市長</u></p>	<p>全部を免除することができる。 (特別設備)</p> <p>第11条 利用者は、体育館に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条 (略) (遵守義務)</p> <p>第13条 利用者その他体育館を利用する者(以下「利用者等」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(2) (略) (3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>教育委員会</u>が指示する事項</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、利用者等が前項の規定に違反した場合は、その行為を中止させ、これに従わないときは、体育館からの退去を命ずることができる。 (損害賠償義務)</p> <p>第14条 利用者等は、体育館の施設、設備等をき損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (指定管理者による管理)</p> <p>第15条 <u>教育委員会</u>は、体育館の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。 (指定管理者が行う業務)</p> <p>第16条 前条に規定する体育館の管理を指定管理者が行う場合の業務の範囲は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) その他、体育館の運営に関する業務のうち、<u>教育委員会</u>が必要と認める業務 (利用料金)</p> <p>第17条 第15条の規定により、体育館の管理を指定管理者に行わせる場合に指定管理者が収受する利用料金は、別表に定める金額を上限として指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略) (読替規定)</p> <p>第18条 第15条の規定により、体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第6条まで及び第8条から第13条までの規定を準用する。この場合において、第5条中「<u>教育委員会</u></p>
--	---

が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第8条第1項、第9条第1項、第10条、第11条第1項及び第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と、第10条第1項中「別表に定める使用料」とあるのは「指定管理者が第17条の規定により定める利用料金」と、同条第2項から第4項まで及び別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。
(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第10条関係）

- (1)～(3) (略)
(4) 附属設備等使用料

区分	金額
<u>市長</u> が定める附属設備等	<u>市長</u> が定める額

○瑞浪市民弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正（附則第8条）

第1条～第2条 (略)

(使用の許可)

第3条 弓道場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に弓道場の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、弓道場の使用を許可しない。

- (1)～(3) (略)

2 前項第2号の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の公共的団体及びスポーツ団体等が主催し、かつ、当該興行が直接営利を目的とするものでないと認められるもので、市長が適当と認めるものについては、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、第3条の許可を受けたものの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、弓道場の使用の許可を取消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(4) (略)
(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第6条、第8条第1項、第9条第1項、第10条、第11条第1項及び第13条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と、第10条第1項中「別表に定める使用料」とあるのは「指定管理者が第17条の規定により定める利用料金」と、同条第2項から第4項まで及び別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。
(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表（第10条関係）

- (1)～(3) (略)
(4) 附属設備等使用料

区分	金額
<u>教育委員会</u> が定める附属設備等	<u>教育委員会</u> が定める額

第1条～第2条 (略)

(使用の許可)

第3条 弓道場を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に弓道場の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、弓道場の使用を許可しない。

- (1)～(3) (略)

2 前項第2号の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の公共的団体及びスポーツ団体等が主催し、かつ、当該興行が直接営利を目的とするものでないと認められるもので、教育委員会が適当と認めるものについては、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、第3条の許可を受けたものの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、弓道場の使用の許可を取消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1)～(4) (略)
(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

<p>2 前項の規定の適用によって使用者が受けた損害については、<u>市長</u>は、その責を負わない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の使用料は、使用の許可の際納入しなければならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、<u>市長</u>が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>4 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、第1項の使用料を減免することができる。</p>	<p>2 前項の規定の適用によって使用者が受けた損害については、<u>教育委員会</u>は、その責を負わない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の使用料は、使用の許可の際納入しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、<u>教育委員会</u>が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>4 <u>教育委員会</u>は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、第1項の使用料を減免することができる。</p>
<p>第7条 (略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第8条 弓道場を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号のほか、<u>市長</u>が指示する事項</p> <p>2 <u>市長</u>は、弓道場を利用する者が前項の規定に違反した場合は、当該職員をして、その行為をやめさせることを指示させ、これに従わないときは、弓道場から退去を命ずることができる。</p> <p>(損害賠償の義務)</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第8条 弓道場を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号のほか、<u>教育委員会</u>が指示する事項</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、弓道場を利用する者が前項の規定に違反した場合は、当該職員をして、その行為をやめさせることを指示させ、これに従わないときは、弓道場から退去を命ずることができる。</p> <p>(損害賠償の義務)</p>
<p>第9条 使用者は、弓道場の施設、設備等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u> </u>規則で定める。</p>	<p>第9条 使用者は、弓道場の施設、設備等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>規則で定める。</p>
<p align="center">○瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正 (附則第9条)</p>	
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(開館時間及び休館日の変更)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、休館日を変更し、又は別に定め、若しくは開館時間を変更することができる。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館さ</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(開館時間及び休館日の変更)</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、休館日を変更し、又は別に定め、若しくは開館時間を変更することができる。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館さ</p>

<p>せることができる。 (1)～(3) (略) (入館料等)</p>	<p>せることができる。 (1)～(3) (略) (入館料等)</p>
<p>第8条 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p>
<p>2 既納の入館料は、返還しない。ただし、<u>市長</u>が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p>	<p>2 既納の入館料は、返還しない。ただし、<u>教育委員会</u>が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p>
<p>3 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、第1項の入館料を減免することができる。 (利用の許可)</p>	<p>3 <u>教育委員会</u>は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、第1項の入館料を減免することができる。 (利用の許可)</p>
<p>第9条 資料館の登窯及びロクロ等の施設（以下「附属施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p>	<p>第9条 資料館の登窯及びロクロ等の施設（以下「附属施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 <u>市長</u>は、前項の許可に附属施設等の管理上必要な条件を付することができる。 (利用の制限)</p>	<p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に附属施設等の管理上必要な条件を付することができる。 (利用の制限)</p>
<p>第10条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、附属施設等の利用を許可しない。 (1)～(3) (略) (利用許可の取消し等)</p>	<p>第10条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合は、附属施設等の利用を許可しない。 (1)～(3) (略) (利用許可の取消し等)</p>
<p>第11条 <u>市長</u>は、第9条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、附属施設等の利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げる場合のほか、<u>市長</u>が特に必要と認めるとき。</p>	<p>第11条 <u>教育委員会</u>は、第9条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、附属施設等の利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げる場合のほか、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めるとき。</p>
<p>2 前項の規定の適用によって利用者が受けた損害については、<u>市長</u>は、その責を負わない。 (附属施設等の使用料)</p>	<p>2 前項の規定の適用によって利用者が受けた損害については、<u>教育委員会</u>は、その責を負わない。 (附属施設等の使用料)</p>
<p>第12条 (略)</p>	<p>第12条 (略)</p>
<p>2 前項の使用料は、利用の許可の際納入しなければならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項の使用料は、利用の許可の際納入しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、<u>市長</u>が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p>	<p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、<u>教育委員会</u>が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p>
<p>4 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、第1項の使用料を減免することができる。</p>	<p>4 <u>教育委員会</u>は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、第1項の使用料を減免することができる。</p>
<p>第13条 (略) (遵守義務)</p>	<p>第13条 (略) (遵守義務)</p>
<p>第14条 資料館に入館する者及び利用者（以下「入館者等」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	<p>第14条 資料館に入館する者及び利用者（以下「入館者等」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>

(1)～(2) (略)
 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長
が指示する事項

2 市長は、入館者等が前項の規定に違反した場合は、その行為を中止させ、これに従わないときは、資料館から退去を命ずることができる。

(損害賠償義務)

第15条 入館者等は、施設等をき損し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第1 (第8条関係)

区分	常設展示入館料	3館共通入館料	特別展示入館料
個人	(略)	(略)	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において <u>市長</u> がその都度定める。
団体 (20人以上)	(略)	(略)	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において <u>教育委員会</u> がその都度定める。
備考			
1 (略)			
2 この表において「特別展示入館料」とは、資料館に特に貴重な陶磁資料等を展示する場合において、 <u>市長</u> が必要と認めるときに徴収する入館料をいう。			
3 (略)			

別表第2 (略)

○瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正 (附則第10条)

第1条～第4条 (略)
 (開館時間及び休館日の変更)

第5条 前2条の規定にかかわらず、市長は、休館日を変更し、又は別に定め、若しくは開館時間を変更することができる。

第6条 (略)
 (入館の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

(1)～(3) (略)

(入館料等)

(1)～(2) (略)
 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会
が指示する事項

2 教育委員会は、入館者等が前項の規定に違反した場合は、その行為を中止させ、これに従わないときは、資料館から退去を命ずることができる。

(損害賠償義務)

第15条 入館者等は、施設等をき損し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

別表第1 (第8条関係)

区分	常設展示入館料	3館共通入館料	特別展示入館料
個人	(略)	(略)	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において <u>市長</u> がその都度定める。
団体 (20人以上)	(略)	(略)	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において <u>教育委員会</u> がその都度定める。
備考			
1 (略)			
2 この表において「特別展示入館料」とは、資料館に特に貴重な陶磁資料等を展示する場合において、 <u>教育委員会</u> が必要と認めるときに徴収する入館料をいう。			
3 (略)			

別表第2 (略)

第1条～第4条 (略)
 (開館時間及び休館日の変更)

第5条 前2条の規定にかかわらず、教育委員会は、休館日を変更し、又は別に定め、若しくは開館時間を変更することができる。

第6条 (略)
 (入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

(1)～(3) (略)

(入館料等)

第8条 (略)

2 既納の入館料は、返還しない。ただし、市長が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

3 市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、第1項の入館料を減免することができる。

(遵守義務)

第9条 博物館に入館する者(以下「入館者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

2 市長は、入館者が前項の規定に違反した場合は、その行為を中止させ、これに従わないときは、博物館から退去を命ずることができる。

(損害賠償義務)

第10条 入館者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(博物館協議会)

第11条 (略)

2 (略)

3 委員は、法第25条の規定に基づき、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1)～(4) (略)

4～8 (略)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表(第8条関係)

区分	常設展示入館料	3館共通入館料	特別展示入館料
個人	(略)	(略)	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において <u>市長</u> がその都度定める。
団体 (20人以上)	(略)	(略)	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において <u>市長</u> がその都度定める。

備考

1 (略)

2 この表において「特別展示入館料」とは、博物館に特に貴重な資料等を展示する場合において、市長が必要と認

第8条 (略)

2 既納の入館料は、返還しない。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

3 教育委員会は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、第1項の入館料を減免することができる。

(遵守義務)

第9条 博物館に入館する者(以下「入館者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が指示する事項

2 教育委員会は、入館者が前項の規定に違反した場合は、その行為を中止させ、これに従わないときは、博物館から退去を命ずることができる。

(損害賠償義務)

第10条 入館者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(博物館協議会)

第11条 (略)

2 (略)

3 委員は、法第25条の規定に基づき、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1)～(4) (略)

4～8 (略)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

別表(第8条関係)

区分	常設展示入館料	3館共通入館料	特別展示入館料
個人	(略)	(略)	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において <u>教育委員会</u> がその都度定める。
団体 (20人以上)	(略)	(略)	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において <u>教育委員会</u> がその都度定める。

備考

1 (略)

2 この表において「特別展示入館料」とは、博物館に特に貴重な資料等を展示する場合において、教育委員会が必要と認

めたときに徴収する入館料をいう。

3 (略)

○瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理
に関する条例の一部改正 (附則第11条)

第1条～第4条 (略)

(開館時間及び休館日の変更)

第5条 前2条の規定にかかわらず、市長
は、休館日を変更し、又は別に定め、若しくは
開館時間を変更することができる。

第6条 (略)

(入館の制限)

第7条 市長 _____ は、次の各号のいずれかに該
当する者に対しては、入館を断り、又は退館さ
せることができる。

(1)～(3) (略)

(入館料等)

第8条 (略)

2 既納の入館料は、返還しない。ただし、市長
_____ が必要と認める場合は、その全部又は一
部を返還することができる。

3 市長 _____ は、公益上その他特別の理由があ
ると認める場合は、第1項の入館料を減免する
ことができる。

(遵守義務)

第9条 美術館に入館する者(以下「入館者」と
いう。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しな
ければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長
_____ が指示する事項

2 市長 _____ は、入館者が前項の規定に違反し
た場合は、その行為を中止させ、これに従わな
いときは、美術館から退去を命ずることができ
る。

(損害賠償義務)

第10条 入館者は、施設等をき損し、又は滅失し
たときは、損害を賠償しなければならない。た
だし、市長 _____ がやむを得ない理由があると
認める場合は、この限りでない。

(美術館協議会)

第11条 (略)

2 (略)

3 委員は、法第25条の規定に基づき、次に掲げ
る者のうちから市長 _____ が任命する。

(1)～(4) (略)

4～8 (略)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市

めたときに徴収する入館料をいう。

3 (略)

第1条～第4条 (略)

(開館時間及び休館日の変更)

第5条 前2条の規定にかかわらず、教育委員会
は、休館日を変更し、又は別に定め、若しくは
開館時間を変更することができる。

第6条 (略)

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該
当する者に対しては、入館を断り、又は退館さ
せることができる。

(1)～(3) (略)

(入館料等)

第8条 (略)

2 既納の入館料は、返還しない。ただし、教育
委員会が必要と認める場合は、その全部又は一
部を返還することができる。

3 教育委員会は、公益上その他特別の理由があ
ると認める場合は、第1項の入館料を減免する
ことができる。

(遵守義務)

第9条 美術館に入館する者(以下「入館者」と
いう。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しな
ければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員
会が指示する事項

2 教育委員会は、入館者が前項の規定に違反し
た場合は、その行為を中止させ、これに従わな
いときは、美術館から退去を命ずることができ
る。

(損害賠償義務)

第10条 入館者は、施設等をき損し、又は滅失し
たときは、損害を賠償しなければならない。た
だし、教育委員会がやむを得ない理由があると
認める場合は、この限りでない。

(美術館協議会)

第11条 (略)

2 (略)

3 委員は、法第25条の規定に基づき、次に掲げ
る者のうちから教育委員会が任命する。

(1)～(4) (略)

4～8 (略)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教

長 _____ が規則で定める。

別表（第8条関係）

区分	常設展示入館料	3館共通入館料	特別展示入館料
個人	(略)	(略)	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において市長 _____ がその都度定める。
団体 (20人以上)	(略)	(略)	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において <u>教育委員会</u> がその都度定める。

備考

- 1 (略)
- 2 この表において「特別展示入館料」とは、美術館に特に貴重な美術品等を展示する場合において、市長 _____が必要と認めるときに徴収する入館料をいう。
- 3 (略)

○瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（附則第12条）

第1条～第4条 (略)

(供用時間及び休館日等の変更)

第5条 前2条の規定にかかわらず、市長 _____が必要と認めるときは、供用時間及び休館日等を変更し、又は別に休館日等を定めることができる。

(利用の許可)

第6条 スポーツ施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長 _____の許可を受けなければならない。

2 市長 _____は、前項の許可にスポーツ施設の管理上必要な条件を付することができる。

(目的外使用)

第7条 市長 _____は、スポーツ施設の施設をその用途又は目的を妨げない程度において、目的外に使用させることができる。

2 (略)

(利用の制限)

第8条 市長 _____は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スポーツ施設の利用を許可しないことができる。

(1)～(3) (略)

2 前項第2号の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の公共的団体及びスポーツ団体等が主催し、かつ、当該興行が直接営利を目的とするものでないと認められるもので、市長 _____が適当と認めるものについては、この限りで

育委員会が規則で定める。

別表（第8条関係）

区分	常設展示入館料	3館共通入館料	特別展示入館料
個人	(略)	(略)	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において <u>教育委員会</u> がその都度定める。
団体 (20人以上)	(略)	(略)	常設展示入館料の5倍に相当する額の範囲内において <u>教育委員会</u> がその都度定める。

備考

- 1 (略)
- 2 この表において「特別展示入館料」とは、美術館に特に貴重な美術品等を展示する場合において、教育委員会が必要と認めるときに徴収する入館料をいう。
- 3 (略)

第1条～第4条 (略)

(供用時間及び休館日等の変更)

第5条 前2条の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、供用時間及び休館日等を変更し、又は別に休館日等を定めることができる。

(利用の許可)

第6条 スポーツ施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可にスポーツ施設の管理上必要な条件を付することができる。

(目的外使用)

第7条 教育委員会は、スポーツ施設の施設をその用途又は目的を妨げない程度において、目的外に使用させることができる。

2 (略)

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スポーツ施設の利用を許可しないことができる。

(1)～(3) (略)

2 前項第2号の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の公共的団体及びスポーツ団体等が主催し、かつ、当該興行が直接営利を目的とするものでないと認められるもので、教育委員会が適当と認めるものについては、この限りで

<p>ない。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>市長</u> は、第6条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、スポーツ施設の利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、<u>市長</u> が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定の適用によって利用者が受けた損害については、<u>市長</u> は、その責を負わない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 使用料は、利用の許可の際納入しなければならない。ただし、<u>市長</u> がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、<u>市長</u> が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>4 <u>市長</u> は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、第1項の使用料の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>(特別設備)</p> <p>第11条 利用者は、スポーツ施設に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ<u>市長</u> の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第13条 利用者その他スポーツ施設を利用する者(以下「利用者等」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>市長</u> が指示する事項</p> <p>2 <u>市長</u> は、利用者等が前項の規定に違反した場合は、その行為を中止させ、これに従わないときは、スポーツ施設からの退去を命ずることができる。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第14条 利用者等は、スポーツ施設の施設、設備等をき損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u> がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 <u>市長</u> は、スポーツ施設の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第</p>	<p>ない。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u> は、第6条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、スポーツ施設の利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、<u>教育委員会</u> が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定の適用によって利用者が受けた損害については、<u>教育委員会</u> は、その責を負わない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 使用料は、利用の許可の際納入しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u> がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、<u>教育委員会</u> が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>4 <u>教育委員会</u> は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、第1項の使用料の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>(特別設備)</p> <p>第11条 利用者は、スポーツ施設に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第13条 利用者その他スポーツ施設を利用する者(以下「利用者等」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>教育委員会</u> が指示する事項</p> <p>2 <u>教育委員会</u> は、利用者等が前項の規定に違反した場合は、その行為を中止させ、これに従わないときは、スポーツ施設からの退去を命ずることができる。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第14条 利用者等は、スポーツ施設の施設、設備等をき損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u> がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 <u>教育委員会</u> は、スポーツ施設の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第</p>
--	---

<p>3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p>	<p>3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p>
<p>第16条 前条に規定するスポーツ施設の管理を指定管理者が行う場合の業務の範囲は、次のとおりとする。</p>	<p>第16条 前条に規定するスポーツ施設の管理を指定管理者が行う場合の業務の範囲は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他、スポーツ施設の運営に関する業務のうち、<u>市長</u>が必要と認める業務（利用料金）</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他、スポーツ施設の運営に関する業務のうち、<u>教育委員会</u>が必要と認める業務（利用料金）</p>
<p>第17条 第15条の規定により、スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合に指定管理者が収受する利用料金は、別表に定める金額を上限として指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得なければならない。</p>	<p>第17条 第15条の規定により、スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合に指定管理者が収受する利用料金は、別表に定める金額を上限として指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得なければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(読替規定)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(読替規定)</p>
<p>第18条 第15条の規定により、スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第6条まで及び第8条から第13条までの規定を準用する。この場合において、第5条中「<u>市長</u>が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て」と、第6条、第8条第1項、第9条第1項、第10条、第11条第1項及び第13条中「<u>市長</u>」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「<u>市長</u>」とあるのは「<u>市長</u>及び指定管理者」と、第10条第1項中「別表に定める使用料」とあるのは「指定管理者が第17条の規定により定める利用料金」と、同条第2項から第4項まで及び別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。</p>	<p>第18条 第15条の規定により、スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第6条まで及び第8条から第13条までの規定を準用する。この場合において、第5条中「<u>教育委員会</u>が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て」と、第6条、第8条第1項、第9条第1項、第10条、第11条第1項及び第13条中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「<u>教育委員会</u>及び指定管理者」と、第10条第1項中「別表に定める使用料」とあるのは「指定管理者が第17条の規定により定める利用料金」と、同条第2項から第4項まで及び別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。</p>
<p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>

議第92号 瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

令和5年8月7日付け人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて給与制度の改正を行う。

【改正内容】

- ・一般職の職員について、給料月額及び期末手当並びに勤勉手当支給割合改定のための所要の改正
- ・特別職の職員について、期末手当支給割合改定のための所要の改正
- ・一般職の任期付職員について、給料月額及び期末手当支給割合改定のための所要の改正
- ・市議会議員について、期末手当支給割合改定のための所要の改正

(該当条例)

- ・瑞浪市職員の給与に関する条例（第1条及び第6条）
- ・瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例（第2条及び第7条）
- ・瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（第3条及び第8条）
- ・瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第4条及び第9条）
- ・瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（第5条及び第10条）

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。ただし、第6条から第10条までの規定は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）</p> <p>第1条～第17条の2（略） （期末手当）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～5（略）</p> <p>第18条の2～第18条の3（略） （勤勉手当）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>第1条～第17条の2（略） （期末手当）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>（行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～5（略）</p> <p>第18条の2～第18条の3（略） （勤勉手当）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第19条の2～第26条 (略)

別表第1（第3条関係）

行政職給料表一 (単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,600	312,000	341,100	387,100
	11	173,600	224,100	254,800	288,400	314,200	343,000	389,600
	12	174,900	225,600	256,200	290,200	316,400	345,000	392,100
	13	176,100	226,800	257,500	292,000	318,600	347,000	394,600
	14	177,200	228,200	258,800	293,800	320,800	349,000	396,600

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第19条の2～第26条 (略)

別表第1（第3条関係）

行政職給料表一 (単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,300	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,100	325,200	370,300
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,600
	6	155,700	207,200	241,900	274,300	300,300	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,000	302,100	332,100	377,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,000	304,000	334,100	379,600
	9	158,900	212,400	246,300	280,000	306,000	336,100	382,100
	10	160,300	214,100	247,700	282,000	308,000	338,100	384,600
	11	161,600	216,100	249,000	284,000	310,000	340,100	387,100
	12	162,900	217,600	250,300	286,000	312,000	342,100	390,100
	13	164,100	219,200	251,600	287,000	315,000	344,100	392,600
	14	165,200	221,000	253,000	289,000	317,000	346,100	394,600

15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100
16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800	401, 400
17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500	403, 200
18	183, 200	234, 000	263, 600	300, 000	327, 900	356, 500	405, 100
19	184, 600	235, 500	264, 900	302, 000	329, 800	358, 300	407, 000
20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408, 800
21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100	410, 600
22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400
23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200
24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416, 000
25	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700	417, 600
26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371, 600	419, 100
27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420, 600
28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100
29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900	423, 600
30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700	424, 900
31	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500	426, 200
32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100	427, 400
33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900
35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200

15	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348, 600	397, 000
16	168, 700	224, 500	255, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400
17	169, 800	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200
18	171, 200	227, 800	258, 200	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200
19	172, 600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100
20	174, 000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900
21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800
22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600
23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400
24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300
25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700
29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600
31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900

40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,700	375,800	401,900	442,700
52	228,100	271,800	314,500	358,700	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,000	359,700	377,200	402,500	443,500
54	229,800	273,600	317,500	360,700	377,900	402,800	443,900
55	230,700	274,500	319,000	361,700	378,600	403,100	444,300
56	231,500	275,400	320,500	362,700	379,300	403,400	444,700
57	231,800	276,300	322,000	363,700	379,900	403,700	445,100
58	232,600	277,200	323,500	364,700	380,600	404,000	445,500
59	233,400	278,100	324,000	364,700	381,300	404,300	445,900
60	233,900	279,000	325,500	365,700	381,900	404,600	446,300
61	234,800	280,000	326,000	365,700	382,600	405,000	446,700
62	235,200	281,000	327,500	366,700	382,900	405,300	
63	235,600	281,900	328,000	367,700	383,300	405,600	
64	236,300	282,800	328,000	367,700	384,000	405,900	

40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,800	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,300
45	214,500	260,900	302,200	348,600	369,700	397,200	438,000
46	215,800	262,000	303,800	349,700	370,800	397,700	439,500
47	216,900	263,100	305,400	351,700	371,900	398,800	439,900
48	218,200	264,500	307,000	352,700	372,800	399,900	440,700
49	219,500	265,900	308,600	354,700	373,900	400,900	441,400
50	220,800	266,800	309,700	355,700	373,900	401,000	441,900
51	221,900	267,900	311,300	356,700	374,900	401,900	442,300
52	222,800	268,900	312,400	357,700	375,800	401,900	442,700
53	223,900	269,900	314,000	358,700	376,600	402,800	443,100
54	224,800	270,900	315,100	359,700	376,600	402,800	443,500
55	225,900	272,000	317,700	360,700	377,700	402,800	443,900
56	226,800	273,100	319,300	361,700	378,600	402,900	444,300
57	226,900	274,200	320,400	362,700	378,600	402,900	444,700
58	227,800	275,300	321,500	362,700	379,500	402,900	445,100
59	227,900	275,400	322,600	363,700	379,500	403,800	445,500
60	228,800	277,000	324,200	364,700	380,600	403,800	445,900
61	229,900	278,100	324,700	364,700	381,500	403,800	446,300
62	230,800	279,200	325,800	365,700	381,500	404,700	
63	230,900	280,300	326,900	365,700	382,400	404,700	
64	231,800	281,400	327,900	366,700	382,400	404,700	

<u>65</u>	<u>236,</u> <u>800</u>	<u>283,</u> <u>300</u>	<u>329,</u> <u>600</u>	<u>368,</u> <u>000</u>	<u>384,</u> <u>400</u>	<u>406,</u> <u>200</u>	
<u>66</u>	<u>237,</u> <u>300</u>	<u>284,</u> <u>000</u>	<u>330,</u> <u>000</u>	<u>368,</u> <u>700</u>	<u>385,</u> <u>000</u>	<u>406,</u> <u>500</u>	
<u>67</u>	<u>237,</u> <u>800</u>	<u>284,</u> <u>700</u>	<u>330,</u> <u>600</u>	<u>369,</u> <u>400</u>	<u>385,</u> <u>600</u>	<u>406,</u> <u>800</u>	
<u>68</u>	<u>238,</u> <u>400</u>	<u>285,</u> <u>600</u>	<u>331,</u> <u>300</u>	<u>370,</u> <u>000</u>	<u>386,</u> <u>200</u>	<u>407,</u> <u>100</u>	
<u>69</u>	<u>238,</u> <u>900</u>	<u>286,</u> <u>600</u>	<u>332,</u> <u>100</u>	<u>370,</u> <u>300</u>	<u>386,</u> <u>600</u>	<u>407,</u> <u>300</u>	
<u>70</u>	<u>239,</u> <u>400</u>	<u>287,</u> <u>400</u>	<u>332,</u> <u>800</u>	<u>370,</u> <u>900</u>	<u>387,</u> <u>100</u>	<u>407,</u> <u>600</u>	
<u>71</u>	<u>239,</u> <u>900</u>	<u>288,</u> <u>200</u>	<u>333,</u> <u>500</u>	<u>371,</u> <u>600</u>	<u>387,</u> <u>600</u>	<u>407,</u> <u>900</u>	
<u>72</u>	<u>240,</u> <u>400</u>	<u>289,</u> <u>000</u>	<u>334,</u> <u>100</u>	<u>372,</u> <u>200</u>	<u>388,</u> <u>200</u>	<u>408,</u> <u>100</u>	
<u>73</u>	<u>240,</u> <u>900</u>	<u>289,</u> <u>700</u>	<u>334,</u> <u>600</u>	<u>372,</u> <u>500</u>	<u>388,</u> <u>500</u>	<u>408,</u> <u>300</u>	
<u>74</u>	<u>241,</u> <u>400</u>	<u>290,</u> <u>200</u>	<u>335,</u> <u>200</u>	<u>373,</u> <u>100</u>	<u>388,</u> <u>900</u>	<u>408,</u> <u>600</u>	
<u>75</u>	<u>241,</u> <u>800</u>	<u>290,</u> <u>600</u>	<u>335,</u> <u>700</u>	<u>373,</u> <u>800</u>	<u>389,</u> <u>300</u>	<u>408,</u> <u>900</u>	
<u>76</u>	<u>242,</u> <u>300</u>	<u>291,</u> <u>000</u>	<u>336,</u> <u>300</u>	<u>374,</u> <u>400</u>	<u>389,</u> <u>700</u>	<u>409,</u> <u>100</u>	
<u>77</u>	<u>242,</u> <u>800</u>	<u>291,</u> <u>200</u>	<u>336,</u> <u>600</u>	<u>374,</u> <u>800</u>	<u>390,</u> <u>000</u>	<u>409,</u> <u>300</u>	
<u>78</u>	<u>243,</u> <u>300</u>	<u>291,</u> <u>500</u>	<u>337,</u> <u>100</u>	<u>375,</u> <u>300</u>	<u>390,</u> <u>300</u>	<u>409,</u> <u>600</u>	
<u>79</u>	<u>243,</u> <u>800</u>	<u>291,</u> <u>700</u>	<u>337,</u> <u>500</u>	<u>375,</u> <u>900</u>	<u>390,</u> <u>600</u>	<u>409,</u> <u>900</u>	
<u>80</u>	<u>244,</u> <u>300</u>	<u>292,</u> <u>000</u>	<u>337,</u> <u>900</u>	<u>376,</u> <u>400</u>	<u>390,</u> <u>800</u>	<u>410,</u> <u>100</u>	
<u>81</u>	<u>244,</u> <u>700</u>	<u>292,</u> <u>200</u>	<u>338,</u> <u>300</u>	<u>376,</u> <u>900</u>	<u>391,</u> <u>000</u>	<u>410,</u> <u>300</u>	
<u>82</u>	<u>245,</u> <u>200</u>	<u>292,</u> <u>400</u>	<u>338,</u> <u>800</u>	<u>377,</u> <u>500</u>	<u>391,</u> <u>300</u>	<u>410,</u> <u>600</u>	
<u>83</u>	<u>245,</u> <u>600</u>	<u>292,</u> <u>700</u>	<u>339,</u> <u>300</u>	<u>378,</u> <u>000</u>	<u>391,</u> <u>600</u>	<u>410,</u> <u>900</u>	
<u>84</u>	<u>246,</u> <u>000</u>	<u>292,</u> <u>900</u>	<u>339,</u> <u>800</u>	<u>378,</u> <u>300</u>	<u>391,</u> <u>800</u>	<u>411,</u> <u>100</u>	
<u>85</u>	<u>246,</u> <u>400</u>	<u>293,</u> <u>200</u>	<u>340,</u> <u>100</u>	<u>378,</u> <u>700</u>	<u>392,</u> <u>000</u>	<u>411,</u> <u>300</u>	
<u>86</u>	<u>246,</u> <u>800</u>	<u>293,</u> <u>500</u>	<u>340,</u> <u>500</u>	<u>379,</u> <u>200</u>	<u>392,</u> <u>300</u>		
<u>87</u>	<u>247,</u> <u>200</u>	<u>293,</u> <u>800</u>	<u>341,</u> <u>000</u>	<u>379,</u> <u>600</u>	<u>392,</u> <u>600</u>		
<u>88</u>	<u>247,</u> <u>600</u>	<u>294,</u> <u>100</u>	<u>341,</u> <u>400</u>	<u>380,</u> <u>000</u>	<u>392,</u> <u>800</u>		
<u>89</u>	<u>248,</u> <u>000</u>	<u>294,</u> <u>400</u>	<u>341,</u> <u>700</u>	<u>380,</u> <u>400</u>	<u>393,</u> <u>000</u>		

<u>65</u>	<u>231,</u> <u>900</u>	<u>281,</u> <u>500</u>	<u>328,</u> <u>200</u>	<u>366,</u> <u>900</u>	<u>383,</u> <u>300</u>	<u>405,</u> <u>000</u>	
<u>66</u>	<u>232,</u> <u>500</u>	<u>282,</u> <u>400</u>	<u>328,</u> <u>600</u>	<u>367,</u> <u>600</u>	<u>383,</u> <u>900</u>	<u>405,</u> <u>300</u>	
<u>67</u>	<u>233,</u> <u>100</u>	<u>283,</u> <u>100</u>	<u>329,</u> <u>300</u>	<u>368,</u> <u>300</u>	<u>384,</u> <u>500</u>	<u>405,</u> <u>600</u>	
<u>68</u>	<u>233,</u> <u>800</u>	<u>284,</u> <u>000</u>	<u>330,</u> <u>100</u>	<u>369,</u> <u>000</u>	<u>385,</u> <u>100</u>	<u>405,</u> <u>900</u>	
<u>69</u>	<u>234,</u> <u>500</u>	<u>285,</u> <u>000</u>	<u>330,</u> <u>900</u>	<u>369,</u> <u>300</u>	<u>385,</u> <u>500</u>	<u>406,</u> <u>100</u>	
<u>70</u>	<u>235,</u> <u>100</u>	<u>285,</u> <u>800</u>	<u>331,</u> <u>600</u>	<u>369,</u> <u>900</u>	<u>386,</u> <u>000</u>	<u>406,</u> <u>400</u>	
<u>71</u>	<u>235,</u> <u>600</u>	<u>286,</u> <u>600</u>	<u>332,</u> <u>300</u>	<u>370,</u> <u>600</u>	<u>386,</u> <u>500</u>	<u>406,</u> <u>700</u>	
<u>72</u>	<u>236,</u> <u>300</u>	<u>287,</u> <u>400</u>	<u>333,</u> <u>000</u>	<u>371,</u> <u>200</u>	<u>387,</u> <u>100</u>	<u>407,</u> <u>000</u>	
<u>73</u>	<u>237,</u> <u>000</u>	<u>288,</u> <u>200</u>	<u>333,</u> <u>500</u>	<u>371,</u> <u>500</u>	<u>387,</u> <u>400</u>	<u>407,</u> <u>200</u>	
<u>74</u>	<u>237,</u> <u>600</u>	<u>288,</u> <u>700</u>	<u>334,</u> <u>100</u>	<u>372,</u> <u>100</u>	<u>387,</u> <u>800</u>	<u>407,</u> <u>500</u>	
<u>75</u>	<u>238,</u> <u>200</u>	<u>289,</u> <u>100</u>	<u>334,</u> <u>600</u>	<u>372,</u> <u>800</u>	<u>388,</u> <u>200</u>	<u>407,</u> <u>800</u>	
<u>76</u>	<u>238,</u> <u>700</u>	<u>289,</u> <u>600</u>	<u>335,</u> <u>200</u>	<u>373,</u> <u>400</u>	<u>388,</u> <u>600</u>	<u>408,</u> <u>000</u>	
<u>77</u>	<u>239,</u> <u>300</u>	<u>289,</u> <u>800</u>	<u>335,</u> <u>500</u>	<u>373,</u> <u>800</u>	<u>388,</u> <u>900</u>	<u>408,</u> <u>200</u>	
<u>78</u>	<u>240,</u> <u>000</u>	<u>290,</u> <u>100</u>	<u>336,</u> <u>000</u>	<u>374,</u> <u>300</u>	<u>389,</u> <u>200</u>	<u>408,</u> <u>500</u>	
<u>79</u>	<u>240,</u> <u>700</u>	<u>290,</u> <u>300</u>	<u>336,</u> <u>400</u>	<u>374,</u> <u>900</u>	<u>389,</u> <u>500</u>	<u>408,</u> <u>800</u>	
<u>80</u>	<u>241,</u> <u>200</u>	<u>290,</u> <u>700</u>	<u>336,</u> <u>900</u>	<u>375,</u> <u>400</u>	<u>389,</u> <u>800</u>	<u>409,</u> <u>000</u>	
<u>81</u>	<u>241,</u> <u>700</u>	<u>290,</u> <u>900</u>	<u>337,</u> <u>300</u>	<u>375,</u> <u>900</u>	<u>390,</u> <u>000</u>	<u>409,</u> <u>200</u>	
<u>82</u>	<u>242,</u> <u>300</u>	<u>291,</u> <u>100</u>	<u>337,</u> <u>800</u>	<u>376,</u> <u>500</u>	<u>390,</u> <u>300</u>	<u>409,</u> <u>500</u>	
<u>83</u>	<u>242,</u> <u>900</u>	<u>291,</u> <u>500</u>	<u>338,</u> <u>300</u>	<u>377,</u> <u>000</u>	<u>390,</u> <u>600</u>	<u>409,</u> <u>800</u>	
<u>84</u>	<u>243,</u> <u>400</u>	<u>291,</u> <u>800</u>	<u>338,</u> <u>800</u>	<u>377,</u> <u>300</u>	<u>390,</u> <u>800</u>	<u>410,</u> <u>000</u>	
<u>85</u>	<u>243,</u> <u>900</u>	<u>292,</u> <u>100</u>	<u>339,</u> <u>100</u>	<u>377,</u> <u>700</u>	<u>391,</u> <u>000</u>	<u>410,</u> <u>200</u>	
<u>86</u>	<u>244,</u> <u>500</u>	<u>292,</u> <u>400</u>	<u>339,</u> <u>500</u>	<u>378,</u> <u>200</u>	<u>391,</u> <u>300</u>		
<u>87</u>	<u>245,</u> <u>100</u>	<u>292,</u> <u>700</u>	<u>340,</u> <u>000</u>	<u>378,</u> <u>600</u>	<u>391,</u> <u>600</u>		
<u>88</u>	<u>245,</u> <u>600</u>	<u>293,</u> <u>100</u>	<u>340,</u> <u>400</u>	<u>379,</u> <u>000</u>	<u>391,</u> <u>800</u>		
<u>89</u>	<u>246,</u> <u>100</u>	<u>293,</u> <u>400</u>	<u>340,</u> <u>700</u>	<u>379,</u> <u>400</u>	<u>392,</u> <u>000</u>		

<u>90</u>	<u>248,</u> <u>500</u>	<u>294,</u> <u>800</u>	<u>342,</u> <u>100</u>	<u>380,</u> <u>900</u>	<u>393,</u> <u>300</u>		
<u>91</u>	<u>248,</u> <u>800</u>	<u>295,</u> <u>100</u>	<u>342,</u> <u>600</u>	<u>381,</u> <u>300</u>	<u>393,</u> <u>600</u>		
<u>92</u>	<u>249,</u> <u>100</u>	<u>295,</u> <u>500</u>	<u>343,</u> <u>000</u>	<u>381,</u> <u>700</u>	<u>393,</u> <u>800</u>		
<u>93</u>	<u>249,</u> <u>400</u>	<u>295,</u> <u>700</u>	<u>343,</u> <u>200</u>	<u>382,</u> <u>000</u>	<u>394,</u> <u>000</u>		
<u>94</u>		<u>295,</u> <u>900</u>	<u>343,</u> <u>600</u>				
<u>95</u>		<u>296,</u> <u>200</u>	<u>344,</u> <u>100</u>				
<u>96</u>		<u>296,</u> <u>600</u>	<u>344,</u> <u>500</u>				
<u>97</u>		<u>296,</u> <u>800</u>	<u>344,</u> <u>700</u>				
<u>98</u>		<u>297,</u> <u>100</u>	<u>345,</u> <u>100</u>				
<u>99</u>		<u>297,</u> <u>500</u>	<u>345,</u> <u>500</u>				
<u>100</u>		<u>297,</u> <u>900</u>	<u>345,</u> <u>800</u>				
<u>101</u>		<u>298,</u> <u>100</u>	<u>346,</u> <u>100</u>				
<u>102</u>		<u>298,</u> <u>400</u>	<u>346,</u> <u>500</u>				
<u>103</u>		<u>298,</u> <u>800</u>	<u>346,</u> <u>900</u>				
<u>104</u>		<u>299,</u> <u>100</u>	<u>347,</u> <u>300</u>				
<u>105</u>		<u>299,</u> <u>300</u>	<u>347,</u> <u>800</u>				
<u>106</u>		<u>299,</u> <u>600</u>	<u>348,</u> <u>200</u>				
<u>107</u>		<u>300,</u> <u>000</u>	<u>348,</u> <u>600</u>				
<u>108</u>		<u>300,</u> <u>300</u>	<u>349,</u> <u>000</u>				
<u>109</u>		<u>300,</u> <u>500</u>	<u>349,</u> <u>500</u>				
<u>110</u>		<u>300,</u> <u>900</u>	<u>349,</u> <u>900</u>				
<u>111</u>		<u>301,</u> <u>300</u>	<u>350,</u> <u>200</u>				
<u>112</u>		<u>301,</u> <u>600</u>	<u>350,</u> <u>500</u>				
<u>113</u>		<u>301,</u> <u>800</u>	<u>351,</u> <u>000</u>				
<u>114</u>		<u>302,</u> <u>000</u>					

<u>90</u>	<u>246,</u> <u>600</u>	<u>293,</u> <u>800</u>	<u>341,</u> <u>100</u>	<u>379,</u> <u>900</u>	<u>392,</u> <u>300</u>		
<u>91</u>	<u>246,</u> <u>900</u>	<u>294,</u> <u>100</u>	<u>341,</u> <u>600</u>	<u>380,</u> <u>300</u>	<u>392,</u> <u>600</u>		
<u>92</u>	<u>247,</u> <u>300</u>	<u>294,</u> <u>500</u>	<u>342,</u> <u>000</u>	<u>380,</u> <u>700</u>	<u>392,</u> <u>800</u>		
<u>93</u>	<u>247,</u> <u>600</u>	<u>294,</u> <u>700</u>	<u>342,</u> <u>200</u>	<u>381,</u> <u>000</u>	<u>393,</u> <u>000</u>		
<u>94</u>		<u>294,</u> <u>900</u>	<u>342,</u> <u>600</u>				
<u>95</u>		<u>295,</u> <u>200</u>	<u>343,</u> <u>100</u>				
<u>96</u>		<u>295,</u> <u>600</u>	<u>343,</u> <u>500</u>				
<u>97</u>		<u>295,</u> <u>800</u>	<u>343,</u> <u>700</u>				
<u>98</u>		<u>296,</u> <u>100</u>	<u>344,</u> <u>100</u>				
<u>99</u>		<u>296,</u> <u>500</u>	<u>344,</u> <u>500</u>				
<u>100</u>		<u>296,</u> <u>900</u>	<u>344,</u> <u>800</u>				
<u>101</u>		<u>297,</u> <u>100</u>	<u>345,</u> <u>100</u>				
<u>102</u>		<u>297,</u> <u>400</u>	<u>345,</u> <u>500</u>				
<u>103</u>		<u>297,</u> <u>800</u>	<u>345,</u> <u>900</u>				
<u>104</u>		<u>298,</u> <u>100</u>	<u>346,</u> <u>300</u>				
<u>105</u>		<u>298,</u> <u>300</u>	<u>346,</u> <u>800</u>				
<u>106</u>		<u>298,</u> <u>600</u>	<u>347,</u> <u>200</u>				
<u>107</u>		<u>299,</u> <u>000</u>	<u>347,</u> <u>600</u>				
<u>108</u>		<u>299,</u> <u>300</u>	<u>348,</u> <u>000</u>				
<u>109</u>		<u>299,</u> <u>500</u>	<u>348,</u> <u>500</u>				
<u>110</u>		<u>299,</u> <u>900</u>	<u>348,</u> <u>900</u>				
<u>111</u>		<u>300,</u> <u>300</u>	<u>349,</u> <u>200</u>				
<u>112</u>		<u>300,</u> <u>600</u>	<u>349,</u> <u>500</u>				
<u>113</u>		<u>300,</u> <u>800</u>	<u>350,</u> <u>000</u>				
<u>114</u>		<u>301,</u> <u>000</u>					

115		302, 300					
116		302, 700					
117		302, 900					
118		303, 100					
119		303, 400					
120		303, 700					
121		304, 100					
122		304, 300					
123		304, 600					
124		304, 900					
125		305, 200					

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000

115		301, 300					
116		301, 700					
117		301, 900					
118		302, 100					
119		302, 400					
120		302, 700					
121		303, 100					
122		303, 300					
123		303, 600					
124		303, 900					
125		304, 200					

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800

別表第2 (第3条関係)

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表二 (単位：円)

職員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定 年 前 再 任 用 短	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500

行政職給料表二 (単位：円)

職員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定 年 前 再 任 用 短	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200

時間勤務職員以外の職員	5	151,20 0	203,70 0	223,80 0	264,20 0	292,10 0
	6	152,30 0	205,20 0	225,10 0	265,20 0	293,40 0
	7	153,40 0	206,50 0	226,30 0	266,10 0	294,50 0
	8	154,40 0	207,60 0	227,40 0	267,00 0	295,70 0
	9	155,30 0	208,90 0	228,70 0	267,60 0	296,90 0
	10	156,40 0	209,60 0	230,30 0	268,30 0	298,60 0
	11	157,50 0	210,40 0	231,80 0	269,10 0	300,30 0
	12	158,60 0	211,10 0	233,00 0	269,90 0	301,80 0
	13	159,50 0	212,20 0	234,10 0	270,70 0	303,10 0
	14	160,60 0	213,10 0	235,30 0	271,50 0	304,60 0
	15	161,80 0	214,00 0	236,50 0	272,30 0	306,00 0
	16	162,90 0	214,80 0	237,40 0	273,10 0	307,30 0
	17	164,00 0	215,70 0	238,00 0	273,80 0	308,80 0
	18	165,40 0	216,70 0	238,40 0	274,80 0	310,30 0
	19	166,70 0	217,60 0	238,80 0	275,70 0	311,90 0
	20	167,90 0	218,50 0	239,30 0	276,50 0	313,50 0
	21	169,00 0	219,20 0	239,80 0	277,40 0	314,50 0
	22	170,20 0	220,00 0	241,10 0	278,00 0	315,90 0
	23	171,40 0	220,80 0	242,30 0	278,70 0	317,20 0
	24	172,60 0	221,40 0	243,20 0	279,40 0	318,50 0
	25	173,70 0	222,10 0	244,30 0	279,90 0	319,60 0
	26	175,20 0	222,60 0	245,50 0	280,60 0	321,00 0
	27	176,70 0	223,00 0	246,70 0	281,40 0	322,40 0
	28	178,20 0	223,50 0	247,90 0	282,10 0	323,80 0
	29	179,60 0	224,10 0	248,70 0	282,90 0	325,30 0

時間勤務職員以外の職員	5	140,00 0	192,30 0	213,60 0	258,30 0	287,90 0
	6	141,00 0	193,80 0	215,00 0	259,30 0	289,40 0
	7	142,00 0	195,20 0	216,40 0	260,40 0	290,60 0
	8	143,00 0	196,50 0	217,80 0	261,30 0	291,80 0
	9	143,80 0	197,90 0	219,10 0	262,20 0	293,30 0
	10	144,80 0	198,90 0	220,70 0	262,90 0	295,10 0
	11	145,80 0	200,20 0	222,30 0	263,80 0	296,80 0
	12	146,90 0	201,20 0	223,70 0	264,70 0	298,60 0
	13	147,70 0	202,40 0	224,90 0	265,70 0	300,00 0
	14	148,70 0	203,50 0	226,40 0	266,70 0	301,70 0
	15	149,80 0	204,60 0	227,90 0	267,60 0	303,30 0
	16	150,80 0	205,70 0	229,20 0	268,50 0	304,80 0
	17	151,90 0	206,60 0	230,00 0	269,40 0	306,30 0
	18	153,30 0	207,70 0	230,70 0	270,50 0	307,90 0
	19	154,50 0	208,70 0	231,60 0	271,50 0	309,50 0
	20	155,70 0	209,70 0	232,60 0	272,30 0	311,20 0
	21	156,80 0	210,60 0	233,20 0	273,20 0	312,20 0
	22	158,00 0	211,70 0	234,70 0	274,10 0	313,60 0
	23	159,20 0	212,80 0	236,00 0	275,10 0	315,00 0
	24	160,40 0	213,70 0	237,00 0	275,90 0	316,50 0
	25	161,50 0	214,60 0	238,30 0	276,50 0	317,60 0
	26	163,00 0	215,50 0	239,50 0	277,30 0	319,10 0
	27	164,50 0	216,20 0	240,80 0	278,20 0	320,50 0
	28	166,00 0	217,10 0	242,00 0	279,10 0	321,90 0
	29	167,40 0	217,90 0	242,80 0	280,00 0	323,50 0

<u>30</u>	<u>181,00</u> <u>0</u>	<u>225,10</u> <u>0</u>	<u>249,80</u> <u>0</u>	<u>283,80</u> <u>0</u>	<u>326,50</u> <u>0</u>
<u>31</u>	<u>182,50</u> <u>0</u>	<u>226,00</u> <u>0</u>	<u>251,00</u> <u>0</u>	<u>284,60</u> <u>0</u>	<u>327,80</u> <u>0</u>
<u>32</u>	<u>184,00</u> <u>0</u>	<u>226,60</u> <u>0</u>	<u>252,10</u> <u>0</u>	<u>285,40</u> <u>0</u>	<u>329,00</u> <u>0</u>
<u>33</u>	<u>185,40</u> <u>0</u>	<u>227,10</u> <u>0</u>	<u>253,20</u> <u>0</u>	<u>286,10</u> <u>0</u>	<u>330,00</u> <u>0</u>
<u>34</u>	<u>187,10</u> <u>0</u>	<u>228,10</u> <u>0</u>	<u>254,10</u> <u>0</u>	<u>287,00</u> <u>0</u>	<u>330,90</u> <u>0</u>
<u>35</u>	<u>188,80</u> <u>0</u>	<u>229,10</u> <u>0</u>	<u>255,00</u> <u>0</u>	<u>287,90</u> <u>0</u>	<u>332,00</u> <u>0</u>
<u>36</u>	<u>190,50</u> <u>0</u>	<u>230,10</u> <u>0</u>	<u>256,00</u> <u>0</u>	<u>288,80</u> <u>0</u>	<u>333,10</u> <u>0</u>
<u>37</u>	<u>192,20</u> <u>0</u>	<u>230,60</u> <u>0</u>	<u>257,00</u> <u>0</u>	<u>289,40</u> <u>0</u>	<u>334,20</u> <u>0</u>
<u>38</u>	<u>193,30</u> <u>0</u>	<u>231,70</u> <u>0</u>	<u>257,80</u> <u>0</u>	<u>290,20</u> <u>0</u>	<u>335,20</u> <u>0</u>
<u>39</u>	<u>194,70</u> <u>0</u>	<u>232,80</u> <u>0</u>	<u>258,60</u> <u>0</u>	<u>291,00</u> <u>0</u>	<u>336,20</u> <u>0</u>
<u>40</u>	<u>195,80</u> <u>0</u>	<u>233,80</u> <u>0</u>	<u>259,50</u> <u>0</u>	<u>291,80</u> <u>0</u>	<u>337,20</u> <u>0</u>
<u>41</u>	<u>196,80</u> <u>0</u>	<u>234,50</u> <u>0</u>	<u>260,40</u> <u>0</u>	<u>292,40</u> <u>0</u>	<u>338,10</u> <u>0</u>
<u>42</u>	<u>198,20</u> <u>0</u>	<u>235,50</u> <u>0</u>	<u>261,30</u> <u>0</u>	<u>293,40</u> <u>0</u>	<u>339,00</u> <u>0</u>
<u>43</u>	<u>199,40</u> <u>0</u>	<u>236,40</u> <u>0</u>	<u>262,20</u> <u>0</u>	<u>294,40</u> <u>0</u>	<u>339,90</u> <u>0</u>
<u>44</u>	<u>200,60</u> <u>0</u>	<u>237,20</u> <u>0</u>	<u>263,20</u> <u>0</u>	<u>295,30</u> <u>0</u>	<u>340,80</u> <u>0</u>
<u>45</u>	<u>202,10</u> <u>0</u>	<u>238,00</u> <u>0</u>	<u>263,80</u> <u>0</u>	<u>296,00</u> <u>0</u>	<u>341,70</u> <u>0</u>
<u>46</u>	<u>203,10</u> <u>0</u>	<u>238,80</u> <u>0</u>	<u>264,70</u> <u>0</u>	<u>296,90</u> <u>0</u>	<u>342,70</u> <u>0</u>
<u>47</u>	<u>204,00</u> <u>0</u>	<u>239,50</u> <u>0</u>	<u>265,70</u> <u>0</u>	<u>297,80</u> <u>0</u>	<u>343,70</u> <u>0</u>
<u>48</u>	<u>205,10</u> <u>0</u>	<u>240,10</u> <u>0</u>	<u>266,60</u> <u>0</u>	<u>298,60</u> <u>0</u>	<u>344,60</u> <u>0</u>
<u>49</u>	<u>206,20</u> <u>0</u>	<u>240,70</u> <u>0</u>	<u>267,60</u> <u>0</u>	<u>299,20</u> <u>0</u>	<u>345,50</u> <u>0</u>
<u>50</u>	<u>207,20</u> <u>0</u>	<u>241,60</u> <u>0</u>	<u>268,40</u> <u>0</u>	<u>299,80</u> <u>0</u>	<u>346,40</u> <u>0</u>
<u>51</u>	<u>208,10</u> <u>0</u>	<u>242,50</u> <u>0</u>	<u>269,20</u> <u>0</u>	<u>300,40</u> <u>0</u>	<u>347,30</u> <u>0</u>
<u>52</u>	<u>209,10</u> <u>0</u>	<u>243,30</u> <u>0</u>	<u>269,90</u> <u>0</u>	<u>301,10</u> <u>0</u>	<u>348,10</u> <u>0</u>
<u>53</u>	<u>210,20</u> <u>0</u>	<u>244,20</u> <u>0</u>	<u>270,50</u> <u>0</u>	<u>301,70</u> <u>0</u>	<u>348,90</u> <u>0</u>
<u>54</u>	<u>211,20</u> <u>0</u>	<u>245,10</u> <u>0</u>	<u>271,30</u> <u>0</u>	<u>302,50</u> <u>0</u>	<u>349,70</u> <u>0</u>

<u>30</u>	<u>168,80</u> <u>0</u>	<u>219,10</u> <u>0</u>	<u>244,00</u> <u>0</u>	<u>281,10</u> <u>0</u>	<u>324,70</u> <u>0</u>
<u>31</u>	<u>170,30</u> <u>0</u>	<u>220,10</u> <u>0</u>	<u>245,20</u> <u>0</u>	<u>282,10</u> <u>0</u>	<u>326,00</u> <u>0</u>
<u>32</u>	<u>171,80</u> <u>0</u>	<u>220,90</u> <u>0</u>	<u>246,30</u> <u>0</u>	<u>283,10</u> <u>0</u>	<u>327,20</u> <u>0</u>
<u>33</u>	<u>173,10</u> <u>0</u>	<u>221,50</u> <u>0</u>	<u>247,40</u> <u>0</u>	<u>283,80</u> <u>0</u>	<u>328,30</u> <u>0</u>
<u>34</u>	<u>174,80</u> <u>0</u>	<u>222,50</u> <u>0</u>	<u>248,40</u> <u>0</u>	<u>284,70</u> <u>0</u>	<u>329,20</u> <u>0</u>
<u>35</u>	<u>176,50</u> <u>0</u>	<u>223,60</u> <u>0</u>	<u>249,50</u> <u>0</u>	<u>285,60</u> <u>0</u>	<u>330,30</u> <u>0</u>
<u>36</u>	<u>178,20</u> <u>0</u>	<u>224,70</u> <u>0</u>	<u>250,50</u> <u>0</u>	<u>286,70</u> <u>0</u>	<u>331,40</u> <u>0</u>
<u>37</u>	<u>179,90</u> <u>0</u>	<u>225,20</u> <u>0</u>	<u>251,60</u> <u>0</u>	<u>287,30</u> <u>0</u>	<u>332,50</u> <u>0</u>
<u>38</u>	<u>181,30</u> <u>0</u>	<u>226,30</u> <u>0</u>	<u>252,50</u> <u>0</u>	<u>288,20</u> <u>0</u>	<u>333,60</u> <u>0</u>
<u>39</u>	<u>183,00</u> <u>0</u>	<u>227,40</u> <u>0</u>	<u>253,50</u> <u>0</u>	<u>289,10</u> <u>0</u>	<u>334,60</u> <u>0</u>
<u>40</u>	<u>184,50</u> <u>0</u>	<u>228,40</u> <u>0</u>	<u>254,50</u> <u>0</u>	<u>290,00</u> <u>0</u>	<u>335,60</u> <u>0</u>
<u>41</u>	<u>185,80</u> <u>0</u>	<u>229,20</u> <u>0</u>	<u>255,50</u> <u>0</u>	<u>290,60</u> <u>0</u>	<u>336,60</u> <u>0</u>
<u>42</u>	<u>187,20</u> <u>0</u>	<u>230,20</u> <u>0</u>	<u>256,70</u> <u>0</u>	<u>291,60</u> <u>0</u>	<u>337,60</u> <u>0</u>
<u>43</u>	<u>188,50</u> <u>0</u>	<u>231,20</u> <u>0</u>	<u>257,60</u> <u>0</u>	<u>292,60</u> <u>0</u>	<u>338,60</u> <u>0</u>
<u>44</u>	<u>189,90</u> <u>0</u>	<u>232,10</u> <u>0</u>	<u>258,90</u> <u>0</u>	<u>293,50</u> <u>0</u>	<u>339,60</u> <u>0</u>
<u>45</u>	<u>191,40</u> <u>0</u>	<u>233,00</u> <u>0</u>	<u>259,60</u> <u>0</u>	<u>294,20</u> <u>0</u>	<u>340,50</u> <u>0</u>
<u>46</u>	<u>192,70</u> <u>0</u>	<u>233,90</u> <u>0</u>	<u>260,60</u> <u>0</u>	<u>295,10</u> <u>0</u>	<u>341,50</u> <u>0</u>
<u>47</u>	<u>194,10</u> <u>0</u>	<u>234,70</u> <u>0</u>	<u>261,70</u> <u>0</u>	<u>296,00</u> <u>0</u>	<u>342,50</u> <u>0</u>
<u>48</u>	<u>195,50</u> <u>0</u>	<u>235,40</u> <u>0</u>	<u>262,60</u> <u>0</u>	<u>296,90</u> <u>0</u>	<u>343,50</u> <u>0</u>
<u>49</u>	<u>196,80</u> <u>0</u>	<u>236,30</u> <u>0</u>	<u>263,70</u> <u>0</u>	<u>297,60</u> <u>0</u>	<u>344,40</u> <u>0</u>
<u>50</u>	<u>197,90</u> <u>0</u>	<u>237,30</u> <u>0</u>	<u>264,70</u> <u>0</u>	<u>298,20</u> <u>0</u>	<u>345,30</u> <u>0</u>
<u>51</u>	<u>199,00</u> <u>0</u>	<u>238,30</u> <u>0</u>	<u>265,80</u> <u>0</u>	<u>298,90</u> <u>0</u>	<u>346,20</u> <u>0</u>
<u>52</u>	<u>200,20</u> <u>0</u>	<u>239,30</u> <u>0</u>	<u>266,50</u> <u>0</u>	<u>299,70</u> <u>0</u>	<u>347,00</u> <u>0</u>
<u>53</u>	<u>201,30</u> <u>0</u>	<u>240,30</u> <u>0</u>	<u>267,20</u> <u>0</u>	<u>300,30</u> <u>0</u>	<u>347,80</u> <u>0</u>
<u>54</u>	<u>202,40</u> <u>0</u>	<u>241,30</u> <u>0</u>	<u>268,00</u> <u>0</u>	<u>301,10</u> <u>0</u>	<u>348,60</u> <u>0</u>

<u>55</u>	<u>212, 10</u> 0	<u>245, 70</u> 0	<u>272, 10</u> 0	<u>303, 20</u> 0	<u>350, 50</u> 0
<u>56</u>	<u>213, 00</u> 0	<u>246, 40</u> 0	<u>272, 90</u> 0	<u>303, 90</u> 0	<u>351, 20</u> 0
<u>57</u>	<u>213, 90</u> 0	<u>247, 20</u> 0	<u>273, 50</u> 0	<u>304, 50</u> 0	<u>351, 90</u> 0
<u>58</u>	<u>214, 50</u> 0	<u>247, 90</u> 0	<u>274, 40</u> 0	<u>305, 20</u> 0	<u>352, 70</u> 0
<u>59</u>	<u>215, 20</u> 0	<u>248, 60</u> 0	<u>275, 30</u> 0	<u>305, 90</u> 0	<u>353, 50</u> 0
<u>60</u>	<u>216, 00</u> 0	<u>249, 20</u> 0	<u>276, 20</u> 0	<u>306, 50</u> 0	<u>354, 10</u> 0
<u>61</u>	<u>216, 80</u> 0	<u>249, 80</u> 0	<u>277, 10</u> 0	<u>307, 10</u> 0	<u>354, 80</u> 0
<u>62</u>	<u>217, 30</u> 0	<u>250, 60</u> 0	<u>278, 10</u> 0	<u>307, 80</u> 0	<u>355, 50</u> 0
<u>63</u>	<u>217, 80</u> 0	<u>251, 40</u> 0	<u>278, 90</u> 0	<u>308, 50</u> 0	<u>356, 20</u> 0
<u>64</u>	<u>218, 30</u> 0	<u>252, 00</u> 0	<u>279, 80</u> 0	<u>309, 10</u> 0	<u>356, 90</u> 0
<u>65</u>	<u>218, 80</u> 0	<u>252, 60</u> 0	<u>280, 60</u> 0	<u>309, 60</u> 0	<u>357, 50</u> 0
<u>66</u>	<u>219, 40</u> 0	<u>253, 10</u> 0	<u>281, 40</u> 0	<u>310, 10</u> 0	<u>358, 00</u> 0
<u>67</u>	<u>220, 00</u> 0	<u>253, 50</u> 0	<u>282, 20</u> 0	<u>310, 70</u> 0	<u>358, 50</u> 0
<u>68</u>	<u>220, 50</u> 0	<u>253, 90</u> 0	<u>282, 90</u> 0	<u>311, 30</u> 0	<u>359, 00</u> 0
<u>69</u>	<u>220, 80</u> 0	<u>254, 60</u> 0	<u>283, 50</u> 0	<u>311, 90</u> 0	<u>359, 40</u> 0
<u>70</u>	<u>221, 10</u> 0	<u>255, 10</u> 0	<u>284, 30</u> 0	<u>312, 30</u> 0	
<u>71</u>	<u>221, 40</u> 0	<u>255, 50</u> 0	<u>285, 10</u> 0	<u>312, 80</u> 0	
<u>72</u>	<u>221, 70</u> 0	<u>255, 80</u> 0	<u>285, 80</u> 0	<u>313, 30</u> 0	
<u>73</u>	<u>221, 90</u> 0	<u>256, 00</u> 0	<u>286, 50</u> 0	<u>313, 60</u> 0	
<u>74</u>	<u>222, 30</u> 0	<u>256, 30</u> 0	<u>287, 20</u> 0	<u>314, 10</u> 0	
<u>75</u>	<u>222, 60</u> 0	<u>256, 70</u> 0	<u>287, 90</u> 0	<u>314, 60</u> 0	
<u>76</u>	<u>223, 00</u> 0	<u>257, 10</u> 0	<u>288, 70</u> 0	<u>315, 00</u> 0	
<u>77</u>	<u>223, 20</u> 0	<u>257, 40</u> 0	<u>289, 20</u> 0	<u>315, 20</u> 0	
<u>78</u>	<u>223, 70</u> 0	<u>257, 80</u> 0	<u>289, 70</u> 0	<u>315, 50</u> 0	
<u>79</u>	<u>224, 00</u> 0	<u>258, 20</u> 0	<u>290, 10</u> 0	<u>315, 80</u> 0	

<u>55</u>	<u>203, 30</u> 0	<u>242, 00</u> 0	<u>269, 00</u> 0	<u>301, 80</u> 0	<u>349, 40</u> 0
<u>56</u>	<u>204, 40</u> 0	<u>242, 70</u> 0	<u>270, 00</u> 0	<u>302, 50</u> 0	<u>350, 10</u> 0
<u>57</u>	<u>205, 50</u> 0	<u>243, 50</u> 0	<u>270, 80</u> 0	<u>303, 20</u> 0	<u>350, 80</u> 0
<u>58</u>	<u>206, 40</u> 0	<u>244, 40</u> 0	<u>271, 80</u> 0	<u>303, 90</u> 0	<u>351, 60</u> 0
<u>59</u>	<u>207, 40</u> 0	<u>245, 30</u> 0	<u>272, 90</u> 0	<u>304, 70</u> 0	<u>352, 40</u> 0
<u>60</u>	<u>208, 40</u> 0	<u>246, 00</u> 0	<u>273, 90</u> 0	<u>305, 40</u> 0	<u>353, 10</u> 0
<u>61</u>	<u>209, 50</u> 0	<u>246, 80</u> 0	<u>274, 90</u> 0	<u>306, 00</u> 0	<u>353, 80</u> 0
<u>62</u>	<u>210, 40</u> 0	<u>247, 60</u> 0	<u>276, 00</u> 0	<u>306, 70</u> 0	<u>354, 50</u> 0
<u>63</u>	<u>211, 30</u> 0	<u>248, 50</u> 0	<u>276, 80</u> 0	<u>307, 40</u> 0	<u>355, 20</u> 0
<u>64</u>	<u>212, 20</u> 0	<u>249, 20</u> 0	<u>277, 90</u> 0	<u>308, 10</u> 0	<u>355, 90</u> 0
<u>65</u>	<u>212, 80</u> 0	<u>250, 00</u> 0	<u>278, 70</u> 0	<u>308, 60</u> 0	<u>356, 50</u> 0
<u>66</u>	<u>213, 60</u> 0	<u>250, 60</u> 0	<u>279, 50</u> 0	<u>309, 10</u> 0	<u>357, 00</u> 0
<u>67</u>	<u>214, 30</u> 0	<u>251, 30</u> 0	<u>280, 30</u> 0	<u>309, 70</u> 0	<u>357, 50</u> 0
<u>68</u>	<u>215, 00</u> 0	<u>251, 80</u> 0	<u>281, 10</u> 0	<u>310, 30</u> 0	<u>358, 00</u> 0
<u>69</u>	<u>215, 40</u> 0	<u>252, 50</u> 0	<u>281, 70</u> 0	<u>310, 90</u> 0	<u>358, 40</u> 0
<u>70</u>	<u>215, 80</u> 0	<u>253, 10</u> 0	<u>282, 50</u> 0	<u>311, 30</u> 0	
<u>71</u>	<u>216, 10</u> 0	<u>253, 50</u> 0	<u>283, 30</u> 0	<u>311, 80</u> 0	
<u>72</u>	<u>216, 40</u> 0	<u>253, 90</u> 0	<u>284, 00</u> 0	<u>312, 30</u> 0	
<u>73</u>	<u>216, 60</u> 0	<u>254, 10</u> 0	<u>284, 80</u> 0	<u>312, 60</u> 0	
<u>74</u>	<u>217, 00</u> 0	<u>254, 50</u> 0	<u>285, 50</u> 0	<u>313, 10</u> 0	
<u>75</u>	<u>217, 40</u> 0	<u>255, 00</u> 0	<u>286, 30</u> 0	<u>313, 60</u> 0	
<u>76</u>	<u>218, 00</u> 0	<u>255, 50</u> 0	<u>287, 10</u> 0	<u>314, 00</u> 0	
<u>77</u>	<u>218, 20</u> 0	<u>255, 80</u> 0	<u>287, 70</u> 0	<u>314, 20</u> 0	
<u>78</u>	<u>218, 70</u> 0	<u>256, 20</u> 0	<u>288, 20</u> 0	<u>314, 50</u> 0	
<u>79</u>	<u>219, 10</u> 0	<u>256, 70</u> 0	<u>288, 70</u> 0	<u>314, 80</u> 0	

<u>80</u>	<u>224,30</u> 0	<u>258,60</u> 0	<u>290,50</u> 0	<u>316,10</u> 0	
<u>81</u>	<u>224,60</u> 0	<u>258,90</u> 0	<u>290,90</u> 0	<u>316,40</u> 0	
<u>82</u>	<u>224,90</u> 0	<u>259,20</u> 0	<u>291,30</u> 0	<u>316,70</u> 0	
<u>83</u>	<u>225,20</u> 0	<u>259,50</u> 0	<u>291,80</u> 0	<u>317,00</u> 0	
<u>84</u>	<u>225,50</u> 0	<u>259,70</u> 0	<u>292,30</u> 0	<u>317,30</u> 0	
<u>85</u>	<u>225,80</u> 0	<u>259,90</u> 0	<u>292,60</u> 0	<u>317,50</u> 0	
<u>86</u>	<u>226,10</u> 0	<u>260,10</u> 0	<u>293,10</u> 0	<u>317,90</u> 0	
<u>87</u>	<u>226,40</u> 0	<u>260,40</u> 0	<u>293,70</u> 0	<u>318,20</u> 0	
<u>88</u>	<u>226,70</u> 0	<u>260,70</u> 0	<u>294,20</u> 0	<u>318,40</u> 0	
<u>89</u>	<u>227,00</u> 0	<u>260,90</u> 0	<u>294,50</u> 0	<u>318,60</u> 0	
<u>90</u>	<u>227,40</u> 0	<u>261,10</u> 0	<u>295,00</u> 0	<u>318,90</u> 0	
<u>91</u>	<u>227,70</u> 0	<u>261,40</u> 0	<u>295,50</u> 0	<u>319,20</u> 0	
<u>92</u>	<u>228,00</u> 0	<u>261,60</u> 0	<u>295,80</u> 0	<u>319,50</u> 0	
<u>93</u>	<u>228,20</u> 0	<u>261,90</u> 0	<u>296,20</u> 0	<u>319,70</u> 0	
<u>94</u>	<u>228,50</u> 0	<u>262,20</u> 0	<u>296,70</u> 0	<u>320,00</u> 0	
<u>95</u>	<u>228,80</u> 0	<u>262,50</u> 0	<u>297,20</u> 0	<u>320,30</u> 0	
<u>96</u>	<u>229,10</u> 0	<u>262,70</u> 0	<u>297,70</u> 0	<u>320,50</u> 0	
<u>97</u>	<u>229,30</u> 0	<u>262,90</u> 0	<u>298,00</u> 0	<u>320,70</u> 0	
<u>98</u>	<u>229,60</u> 0	<u>263,20</u> 0	<u>298,40</u> 0	<u>321,00</u> 0	
<u>99</u>	<u>229,80</u> 0	<u>263,40</u> 0	<u>298,90</u> 0	<u>321,30</u> 0	
<u>100</u>	<u>230,10</u> 0	<u>263,70</u> 0	<u>299,40</u> 0	<u>321,50</u> 0	
<u>101</u>	<u>230,40</u> 0	<u>264,00</u> 0	<u>299,80</u> 0	<u>321,70</u> 0	
<u>102</u>	<u>230,60</u> 0	<u>264,20</u> 0	<u>300,20</u> 0		
<u>103</u>	<u>230,90</u> 0	<u>264,50</u> 0	<u>300,50</u> 0		
<u>104</u>	<u>231,20</u> 0	<u>264,80</u> 0	<u>300,80</u> 0		

<u>80</u>	<u>219,50</u> 0	<u>257,20</u> 0	<u>289,10</u> 0	<u>315,10</u> 0	
<u>81</u>	<u>220,00</u> 0	<u>257,50</u> 0	<u>289,50</u> 0	<u>315,40</u> 0	
<u>82</u>	<u>220,30</u> 0	<u>257,80</u> 0	<u>289,90</u> 0	<u>315,70</u> 0	
<u>83</u>	<u>220,60</u> 0	<u>258,10</u> 0	<u>290,40</u> 0	<u>316,00</u> 0	
<u>84</u>	<u>221,00</u> 0	<u>258,40</u> 0	<u>290,90</u> 0	<u>316,30</u> 0	
<u>85</u>	<u>221,50</u> 0	<u>258,60</u> 0	<u>291,30</u> 0	<u>316,50</u> 0	
<u>86</u>	<u>221,90</u> 0	<u>258,80</u> 0	<u>291,90</u> 0	<u>316,90</u> 0	
<u>87</u>	<u>222,30</u> 0	<u>259,10</u> 0	<u>292,50</u> 0	<u>317,20</u> 0	
<u>88</u>	<u>223,00</u> 0	<u>259,40</u> 0	<u>293,10</u> 0	<u>317,40</u> 0	
<u>89</u>	<u>223,40</u> 0	<u>259,60</u> 0	<u>293,40</u> 0	<u>317,60</u> 0	
<u>90</u>	<u>223,90</u> 0	<u>259,80</u> 0	<u>293,90</u> 0	<u>317,90</u> 0	
<u>91</u>	<u>224,40</u> 0	<u>260,20</u> 0	<u>294,40</u> 0	<u>318,20</u> 0	
<u>92</u>	<u>224,80</u> 0	<u>260,40</u> 0	<u>294,80</u> 0	<u>318,50</u> 0	
<u>93</u>	<u>225,10</u> 0	<u>260,70</u> 0	<u>295,20</u> 0	<u>318,70</u> 0	
<u>94</u>	<u>225,50</u> 0	<u>261,10</u> 0	<u>295,70</u> 0	<u>319,00</u> 0	
<u>95</u>	<u>225,90</u> 0	<u>261,40</u> 0	<u>296,20</u> 0	<u>319,30</u> 0	
<u>96</u>	<u>226,20</u> 0	<u>261,70</u> 0	<u>296,70</u> 0	<u>319,50</u> 0	
<u>97</u>	<u>226,50</u> 0	<u>261,90</u> 0	<u>297,00</u> 0	<u>319,70</u> 0	
<u>98</u>	<u>226,90</u> 0	<u>262,20</u> 0	<u>297,40</u> 0	<u>320,00</u> 0	
<u>99</u>	<u>227,30</u> 0	<u>262,40</u> 0	<u>297,90</u> 0	<u>320,30</u> 0	
<u>100</u>	<u>227,70</u> 0	<u>262,70</u> 0	<u>298,40</u> 0	<u>320,50</u> 0	
<u>101</u>	<u>228,10</u> 0	<u>263,00</u> 0	<u>298,80</u> 0	<u>320,70</u> 0	
<u>102</u>	<u>228,50</u> 0	<u>263,20</u> 0	<u>299,20</u> 0		
<u>103</u>	<u>228,90</u> 0	<u>263,50</u> 0	<u>299,50</u> 0		
<u>104</u>	<u>229,30</u> 0	<u>263,80</u> 0	<u>299,80</u> 0		

<u>105</u>	<u>231, 50</u> 0	<u>265, 00</u> 0	<u>301, 10</u> 0		
<u>106</u>	<u>232, 00</u> 0	<u>265, 20</u> 0	<u>301, 50</u> 0		
<u>107</u>	<u>232, 30</u> 0	<u>265, 50</u> 0	<u>301, 90</u> 0		
<u>108</u>	<u>232, 60</u> 0	<u>265, 70</u> 0	<u>302, 30</u> 0		
<u>109</u>	<u>232, 80</u> 0	<u>266, 00</u> 0	<u>302, 60</u> 0		
<u>110</u>	<u>233, 20</u> 0	<u>266, 30</u> 0	<u>303, 00</u> 0		
<u>111</u>	<u>233, 60</u> 0	<u>266, 60</u> 0	<u>303, 40</u> 0		
<u>112</u>	<u>233, 90</u> 0	<u>266, 80</u> 0	<u>303, 70</u> 0		
<u>113</u>	<u>234, 10</u> 0	<u>267, 00</u> 0	<u>303, 90</u> 0		
<u>114</u>	<u>234, 60</u> 0	<u>267, 30</u> 0	<u>304, 20</u> 0		
<u>115</u>	<u>235, 10</u> 0	<u>267, 50</u> 0	<u>304, 50</u> 0		
<u>116</u>	<u>235, 60</u> 0	<u>267, 70</u> 0	<u>304, 70</u> 0		
<u>117</u>	<u>235, 90</u> 0	<u>268, 00</u> 0	<u>304, 90</u> 0		
<u>118</u>	<u>236, 30</u> 0	<u>268, 30</u> 0	<u>305, 20</u> 0		
<u>119</u>	<u>236, 70</u> 0	<u>268, 60</u> 0	<u>305, 50</u> 0		
<u>120</u>	<u>237, 00</u> 0	<u>268, 90</u> 0	<u>305, 70</u> 0		
<u>121</u>	<u>237, 40</u> 0	<u>269, 10</u> 0	<u>305, 90</u> 0		
<u>122</u>		<u>269, 30</u> 0	<u>306, 20</u> 0		
<u>123</u>		<u>269, 60</u> 0	<u>306, 50</u> 0		
<u>124</u>		<u>269, 90</u> 0	<u>306, 70</u> 0		
<u>125</u>		<u>270, 10</u> 0	<u>306, 90</u> 0		
<u>126</u>		<u>270, 30</u> 0	<u>307, 20</u> 0		
<u>127</u>		<u>270, 60</u> 0	<u>307, 50</u> 0		
<u>128</u>		<u>270, 90</u> 0	<u>307, 70</u> 0		
<u>129</u>		<u>271, 10</u> 0	<u>307, 90</u> 0		

<u>105</u>	<u>229, 70</u> 0	<u>264, 00</u> 0	<u>300, 10</u> 0		
<u>106</u>	<u>230, 20</u> 0	<u>264, 20</u> 0	<u>300, 50</u> 0		
<u>107</u>	<u>230, 50</u> 0	<u>264, 50</u> 0	<u>300, 90</u> 0		
<u>108</u>	<u>230, 90</u> 0	<u>264, 70</u> 0	<u>301, 30</u> 0		
<u>109</u>	<u>231, 10</u> 0	<u>265, 00</u> 0	<u>301, 60</u> 0		
<u>110</u>	<u>231, 50</u> 0	<u>265, 30</u> 0	<u>302, 00</u> 0		
<u>111</u>	<u>232, 00</u> 0	<u>265, 60</u> 0	<u>302, 40</u> 0		
<u>112</u>	<u>232, 40</u> 0	<u>265, 80</u> 0	<u>302, 70</u> 0		
<u>113</u>	<u>232, 60</u> 0	<u>266, 00</u> 0	<u>302, 90</u> 0		
<u>114</u>	<u>233, 10</u> 0	<u>266, 30</u> 0	<u>303, 20</u> 0		
<u>115</u>	<u>233, 60</u> 0	<u>266, 50</u> 0	<u>303, 50</u> 0		
<u>116</u>	<u>234, 10</u> 0	<u>266, 70</u> 0	<u>303, 70</u> 0		
<u>117</u>	<u>234, 40</u> 0	<u>267, 00</u> 0	<u>303, 90</u> 0		
<u>118</u>	<u>234, 80</u> 0	<u>267, 30</u> 0	<u>304, 20</u> 0		
<u>119</u>	<u>235, 20</u> 0	<u>267, 60</u> 0	<u>304, 50</u> 0		
<u>120</u>	<u>235, 60</u> 0	<u>267, 90</u> 0	<u>304, 70</u> 0		
<u>121</u>	<u>236, 00</u> 0	<u>268, 10</u> 0	<u>304, 90</u> 0		
<u>122</u>		<u>268, 30</u> 0	<u>305, 20</u> 0		
<u>123</u>		<u>268, 60</u> 0	<u>305, 50</u> 0		
<u>124</u>		<u>268, 90</u> 0	<u>305, 70</u> 0		
<u>125</u>		<u>269, 10</u> 0	<u>305, 90</u> 0		
<u>126</u>		<u>269, 30</u> 0	<u>306, 20</u> 0		
<u>127</u>		<u>269, 60</u> 0	<u>306, 50</u> 0		
<u>128</u>		<u>269, 90</u> 0	<u>306, 70</u> 0		
<u>129</u>		<u>270, 10</u> 0	<u>306, 90</u> 0		

130		271,30 0	308,20 0		
131		271,60 0	308,50 0		
132		271,90 0	308,70 0		
133		272,10 0	308,90 0		
134		272,30 0			
135		272,60 0			
136		272,90 0			
137		273,10 0			

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	194,60 0	205,70 0	224,20 0	245,00 0	275,70 0

別表第3 (略)

○瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 (第2条)

第1条～第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在 (前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在) において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の227.5を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第6条～第7条 (略)

○瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 (第3条)

第1条～第8条 (略)

(給与条例の適用除外等)

第9条 (略)

130		270,30 0	307,20 0		
131		270,60 0	307,50 0		
132		270,90 0	307,70 0		
133		271,10 0	307,90 0		
134		271,30 0			
135		271,60 0			
136		271,90 0			
137		272,10 0			

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	194,60 0	205,70 0	224,20 0	245,00 0	275,70 0

別表第3 (略)

第1条～第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在 (前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在) において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の217.5を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第6条～第7条 (略)

第1条～第8条 (略)

(給与条例の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第17条の2第1項及び第18条第2項の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは、「この条例及び瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年条例第5号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員」とあるのは、「管理職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の230」とする。

第10条～第11条（略）

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

別表第2（略）

○瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第4条）

第1条～第21条（略）

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125（行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の105）」とあるのは、「100分の72.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。）の1月当た

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第17条の2第1項及び第18条第2項の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは、「この条例及び瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年条例第5号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員」とあるのは、「管理職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の220」とする。

第10条～第11条（略）

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000

別表第2（略）

第1条～第21条（略）

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の120（行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の100）」とあるのは、「100分の72.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。）の1月当た

りの平均額」と読み替えるものとし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の例による。

2～3 (略)

第23条～第32条 (略)

○瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正 (第5条)

第1条～第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の227.5を乗じて得た額に、瑞浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)の規定により期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第6条 (略)

○瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正 (第6条)

第1条～第17条の2 (略)

(期末手当)

第18条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5(行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては100分の102.5)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～5 (略)

第18条の2～第18条の3 (略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任

りの平均額」と読み替えるものとし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の例による。

2～3 (略)

第23条～第32条 (略)

第1条～第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の217.5を乗じて得た額に、瑞浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)の規定により期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第6条 (略)

第1条～第17条の2 (略)

(期末手当)

第18条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～5 (略)

第18条の2～第18条の3 (略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任

命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5(特定管理職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75(特定管理職員にあっては、100分の58.75)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第19条の2～第26条 (略)

○瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正(第7条)

第1条～第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第6条～第7条 (略)

○瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正(第8条)

第1条～第8条 (略)

(給与条例の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第17条の2第1項及び第18条第2項の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは、「この条例及び瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年条例第5号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員」とあるのは、「管理職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の

命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第19条の2～第26条 (略)

第1条～第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の227.5を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第6条～第7条 (略)

第1条～第8条 (略)

(給与条例の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第17条の2第1項及び第18条第2項の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは、「この条例及び瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年条例第5号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員」とあるのは、「管理職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の

適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の225」とする。

第10条～第11条 (略)

○瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (第9条)

第1条～第21条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の122.5(行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては100分の102.5)」とあるのは、「100分の72.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の例による。

2～3 (略)

第23条～第32条 (略)

○瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正 (第10条)

第1条～第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、瑞浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第

適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の230」とする。

第10条～第11条 (略)

第1条～第21条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125(行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては100分の105)」とあるのは、「100分の72.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の例による。

2～3 (略)

第23条～第32条 (略)

第1条～第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の227.5を乗じて得た額に、瑞浪市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第

19号)の規定により期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第6条 (略)

19号)の規定により期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第6条 (略)

議第93号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）の公布により、条文の整備を行う。

【改正内容】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の項ずれに対応し、及び特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）が特別利用教育を提供する場合における読替規定を追加するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第14条（略） （特定教育・保育の取扱方針）</p>	<p>第1条～第14条（略） （特定教育・保育の取扱方針）</p>
<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)（略） (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる書類 (3)～(4)（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)（略） (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる書類 (3)～(4)（略）</p> <p>2（略）</p>
<p>第16条～第35条（略） （特別利用教育の基準）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教</p>	<p>第16条～第35条（略） （特別利用教育の基準）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中</p> <p>「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」とあり、 「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教</p>

育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条～第54条（略）

育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条～第54条（略）

議第94号 瑞浪市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

子どもの福祉の向上及び子育て世帯の支援のため、福祉医療費助成対象者（乳幼児等）の範囲を拡大する。

【改正内容】

乳幼児等の福祉医療費の助成対象となる期間を18歳に達する年度末まで拡大し、併せて其他文言を整理するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条 (略) (定義)	第1条 (略) (定義)
第2条 この条例において「乳幼児等」、「重度心身障害者」、「母子家庭等の母及び児童」、「父子家庭の父及び児童」及び「精神障害者」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。 (1) 乳幼児等 <u>18歳に達する日以後</u> における最初の3月31日までの者（次号、第3号又は第4号に該当する者を除く。）をいう。 (2) (略) (3) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳未満の児童（ <u>18歳に達する日以後</u> における最初の3月31日までの者）をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の児童をいう。 (4)～(5) (略)	第2条 この条例において「乳幼児等」、「重度心身障害者」、「母子家庭等の母及び児童」、「父子家庭の父及び児童」及び「精神障害者」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。 (1) 乳幼児等 <u>15歳に達する日以降</u> における最初の3月31日までの者（次号、第3号又は第4号に該当する者を除く。）をいう。 (2) (略) (3) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳未満の児童（ <u>満18歳に達する日以後</u> における最初の3月31日以前の者）をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の児童をいう。 (4)～(5) (略)
2～3 (略)	2～3 (略)
第2条の2 (略) (受給資格者)	第2条の2 (略) (受給資格者)
第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、瑞浪市の区域内に住所を有する社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者である福祉医療費助成対象者（市長が特に認める者を含む。）とする。	第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、瑞浪市の区域内に住所を有する社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者である者のうち、第2条第1項に規定する福祉医療費助成対象者とする。ただし、 <u>乳幼児等についてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父、重度心身障害者（高齢者医療確保法の規定による者を除く。）についてはその父母又はその生計を維持している者</u> とすることができる。

2 (略)
第3条の2～第14条 (略)

2 (略)
第3条の2～第14条 (略)

議第95号 瑞浪市自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の制定について

【制定趣旨】

本市の観光交流の促進を目的として、瑞浪市自然ふれあい館の所管を教育委員会から市長部局へ移管するため本条例を制定する。

【制定内容】

第1条（設置）、第2条（名称及び位置）、第3条（事業）、第4条（開館時間）、第5条（休館日）、第6条（利用の許可）、第7条（目的外使用）、第8条（利用の制限）、第9条（権利譲渡等の禁止）、第10条（利用許可の取消し等）、第11条（使用料）、第12条（使用料の減免）、第13条（使用料の返還）、第14条（原状回復義務）、第15条（遵守事項）、第16条（損害賠償義務）、第17条（指定管理者による管理）、第18条（指定管理者が行う業務）、第19条（利用料金）、第20条（読替規定）、第21条（委任）、附則

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

議第96号 瑞浪市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の公布に伴い条文を整備する。

【改正内容】

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の条ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>（設置）</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。） 第8条第1項の規定に基づき、瑞浪市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 協議会は、法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3条～第8条 （略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。） 第7条第1項の規定に基づき、瑞浪市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 協議会は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。</p> <p>2 （略）</p> <p>第3条～第8条 （略）</p>

議第97号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第276号）の公布に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定める完成検査の手数料の減額対象について改正を行う。

【改正内容】

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める完成検査の手数料の減額対象となる高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の完成検査に、認定高度保安実施者が行う完成検査を加えるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則（略）				本則（略）			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額
1～10（略）	（略）	（略）	（略）	1～10（略）	（略）	（略）	（略）
11 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事	1～8（略）	（略）	（略）	11 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事	1～8（略）	（略）	（略）
	9 法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設等の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可申請手数料	1件につき15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額		9 法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設等の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可申請手数料	1件につき15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
	10 法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設等の設置に係る完成検査	貯蔵施設等設置完成検査手数料	1件につき31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項に規定する完成検査を受け、又は自ら行い、かつ、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査		10 法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設等の設置に係る完成検査	貯蔵施設等設置完成検査手数料	1件につき31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項に規定する完成検査を受け、又は自ら行い、かつ、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査

務			査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計した額
	11 法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設等の変更に係る完成検査	貯蔵施設等変更完成検査手数料	1件につき24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に変更に係る完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計した額
	12~16 (略)	(略)	(略)
12~14 (略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

務			査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計した額
	11 法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設等の変更に係る完成検査	貯蔵施設等変更完成検査手数料	1件につき24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に変更に係る完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計した額
	12~16 (略)	(略)	(略)
12~14 (略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

議第98号 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

略 歴

氏名 (ふりがな)	つげ はるみ 津毛 朗
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	税理士
学歴	立命館大学 経営学部 卒業
経歴	昭和49年 6月 大阪国税局 伏見税務署 昭和62年 7月 名古屋国税局 多治見税務署 平成元年 7月 名古屋国税局 中津川税務署 平成3年 7月 名古屋国税局 名古屋中税務署 平成5年 7月 名古屋国税局 多治見税務署 平成10年 7月 名古屋国税局 千種税務署 平成16年 7月 名古屋国税局 刈谷税務署 平成22年 7月 名古屋国税局 小牧税務署 平成27年 7月 名古屋国税局 中川税務署 退職 平成27年 8月 津毛朗税理士事務所 開業 名古屋税理士会所属 現在に至る
備考	平成29年12月 固定資産評価審査委員会委員(1期目) 令和2年12月 固定資産評価審査委員会委員(2期目) 現在に至る